

官報

号外

昭和六十年四月十九日

○第百二回 衆議院會議録 第二十二号

昭和六十年四月十九日(金曜日)

議事日程 第十九号

昭和六十年四月十九日

午後一時開議

第一 國際觀光振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めめるの件

第三 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 半導体集積回路の回路配置に關する法律案(内閣提出)

第五 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百一回国会、内閣提出)

第六 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今日の會議に付した案件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

午後一時三分開議
○議長(坂田道太君) これより會議を開きます。

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

内閣から、国家公安委員会委員に坂本朝一君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、同意を与えるに決しました。

○議長(坂田道太君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、大内啓伍君外十名提出、北方領土問題の解決促進に關する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 長野祐也君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

北方領土問題の解決促進に關する決議案(大内啓伍君外十名提出)

○議長(坂田道太君) 北方領土問題の解決促進に關する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨を許します。大内啓伍君。

北方領土問題の解決促進に關する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔大内啓伍君登壇〕

○大内啓伍君 ただいま議題となりました北方領土問題の解決促進に關する決議案

土問題の解決促進に關する決議案につきまして、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土問題の解決促進に關する決議案
戦後四十年を迎えた今日もなお我が固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等北方領土の問題が依然として未解決であり、さらに近年、北方領土においてソ連の軍備増強が続けられていることは、誠に遺憾なことである。

北方領土の復興実現は、日本国民の長年の悲願である。

この間、北方領土の日の設定、北方領土の返還を求める都道府県民会議の相次ぐ結成等、北方領土問題の速やかな解決を望む国民の声は、地域や世代を超えて大きな高まりをみせている。

かかる国民の総意と心情に應えるため、政府は、北方領土におけるソ連の軍事的措置の撤回を求め、北方領土の返還を実現して、平和条約を締結し、日ソ間の真に安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

我々の祖先が辛苦を重ねて開拓した我が固有の領土である北方領土が、ソ連によって不法に占拠されてから既に四十年を経過しようとしておりますが、いまだにその返還が実現しておりません。のみならず、近年、ソ連による北方領土への軍備増強が続けられていることは、日ソ兩國の平和友好関係の促進にとって、まことに遺憾なことでありま。

戦後、北方領土から追われるように、あるいは強制的に送還させられた約一万七千人の元居住者のうち、約三分の一の方々が既に亡くなられ、また生存者も高齢化が進み、父祖以来住みなれた故郷へ帰る日を一日千秋の思いで待ち望んでおられます。一方、この間、北方領土の返還を求める署

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

國際觀光振興會法の一部を改正する法律案外一件

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

七八〇

名運動は三千六百万名を超え、昭和五十六年には北方領土の日が設定され、また、その早期返還を求める都道府県民会議の結成は、既に四十四を数えるに至っております。このことから明らかのように、北方領土問題の解決を望む国民の声は、地域や世代を超えて大きな高まりを示しております。

他方、ソ連側は、北方領土問題については依然として解決済みあるいは存在しないとの態度をとり続けており、このことは先般の日ソ首脳会談においても同様でありました。

このように厳しい状況のもとにある北方領土問題を解決するため、政府は、国民世論の広範な盛り上がりや背景に粘り強く対ソ交渉を行い、北方領土の軍事的措置の撤回を求め、日本国民の長年の悲願である北方領土の返還を一日も早く実現して、平和条約を締結し、真の日ソ友好関係を確立するよう全力を尽くすべきであります。

ここに、戦後四十年という節目の時に当たり、決議をもって政府に特段の努力を求めるものであります。

以上をもって、本決議案の趣旨の説明といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣安倍晋太郎君。

〔外務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) ただいまの御決議に對して所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採決された御決議の趣旨を十分に体しまして、今後とも粘り強く対ソ折衝を進めるべく引き続き最大限の努力を払ってまいります所存であります。(拍手)

日程第一 國際觀光振興會法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、國際觀光振興會法の一部を改正する法律案、日程第二、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件、右兩件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長三ツ林弥太郎君。

國際觀光振興會法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔三ツ林弥太郎君登壇〕

○三ツ林弥太郎君 ただいま議題となりました兩案件につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、國際觀光振興會法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

國際觀光振興會は、発足以来長期にわたり國際觀光の振興に大きな役割を果たしてまいりましたが、近年の我が国をめぐる國際觀光は、訪日外国人数及び出国日本人数の増加という量的な面は、質的にも旅行者のニーズの多様化等種々の変化があらわれており、それらの変化に対応して、今後とも國際觀光の振興に寄与していくためには、その組織、経営の活性化、効率化を図る必要がありま。

本案は、このような状況及び先般の臨時行政調査会の答申等を踏まえ、國際觀光振興會の役員の任命方法及び任期を変更するとともに、日本人海外觀光旅客に対する業務を、旅行の安全に関する情報の提供等の業務に整理合理化する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月八日本委員会に付託となり、四月十二日山下運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日質疑及び討論の申し出もなく、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第三、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長今井勇君。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔今井勇君登壇〕

○今井勇君 ただいま議題となりました果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における果樹農業をめぐる諸情勢の変化に對処し、果樹農業の健全な発展を推進するため、果樹農業振興基本方針、果樹園経営計画の内容の改善等を行うとともに、果実の生産及び出荷の安定を図るための措置を講じようとするものであり、これに参議院において、外国産の果実等に関する措置が修正追加されたものであります。

本案は、去る三月二十九日参議院より送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月十日佐藤農林水産大臣から提案理由の説明を、参議院農林水産委員長代理者谷川寛三君から参議院の修正に係る部分についての説明をそれぞれ聴取した後、四月十七日に質疑を行い、同日質疑を終局し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第

第であります。

また、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
した。

日程第四 半導体集積回路の回路配置に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第四、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長粕谷茂君。
同報告書

半導体集積回路の回路配置に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔粕谷茂君登壇〕

○粕谷茂君 たいだいま議題となりました半導体集積回路の回路配置に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、一般にICと呼ばれている半導体集積回路は、産業経済、国民生活のあらゆる分野で利用され、その重要性はますます増大してきております。

本案は、その半導体集積回路の開発を促進するため、半導体集積回路の回路配置、すなわちトランジスタその他の回路素子等の配置について、その創作者に回路配置を利用する権利の専有を認める制度を創設しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、回路配置の創作をした者は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録を受け

ることができること、

第二に、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その存続期間は設定登録の日から十年とするものと、回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置を利用する権利を専有すること、

第三に、回路配置利用権者等は、自己の権利を侵害する者に対し、損害賠償請求権及び差止め請求権を有することとし、また、善意無過失で侵害品の引き渡しを受けた者に対する特例規定を設けること、

第四に、通商産業大臣は、登録事務を指定登録機関に行わせることができること等であります。

本案は、去る三月十九日当委員会に付託され、四月十日村田通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を重ね、四月十七日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、回路配置創作者の適切な保護等を内容とする附帯決議が付されました。
以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百一回国会、内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第五、児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長戸井田三郎君。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔戸井田三郎君登壇〕

○戸井田三郎君 たいだいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における離婚の急増等母子家庭をめぐむ諸状況の変化にかんがみ、所得に応じた段階的な手当額制及び離婚した父の所得制限等を導入することにより、児童扶養手当制度を、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改めるもので、その主な内容は、

第一に、父母が婚姻を解消した児童についての手当は、父の所得が政令で定める額以上であるときは、特別の事情がある場合を除き支給しないものとする、

第二に、手当額を、児童一人の場合月額三万二千七百円から三万三千円に引き上げること、

第三に、手当は、十八歳未満の児童を対象に原則として七年間を限度として支給するものとし、なお児童が義務教育を終了するまでは支給を継続できるものとする、

第四に、手当は、受給資格者の前年の所得が政令で定める額以上であるときは、その全部または一部を支給しないものとする、

第五に、手当の支給に要する費用は、国がその十分の八を、都道府県がその十分の二を負担するものとする、

等であります。

本案は、第百一回国会に提出され、昨年四月十九日の本会議において趣旨説明が行われ、同日付託となり、同年八月七日に提案理由の説明を聴取した後、継続審査となったものであります。

今国会においては、本年三月二十八日より質疑に入り、自來、慎重かつ熱心な審査を行い、昨日質疑を終了いたしましたところ、いわゆる未婚の母についてもこの手当を支給することとすること及び施行期日等について、自由民主党・新自由国民連合より修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、本案は修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第六 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第六、郵便法の一部を改正する法律案、日程第七、お年玉つき郵便書及び寄附金つき郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第六、郵便法の一部を改正する法律案、日程第七、お年玉つき郵便書及び寄附金つき郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長渡辺三君。

郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書

お年玉つき郵便書及び寄附金つき郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺三君 たいだいま議題となりました両法律案について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、郵便法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

郵便法の一部を改正する法律案外一案 恩給法等の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案

七八二

に対するサービスの向上を図るため、通常郵便物の大きさの制限の緩和、料金後納制度の改善、転送料及び運送料の廃止等の措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、現在、通常郵便物の大きさの最大限につきましては、長さ四十センチメートル、幅二十センチメートル、厚さ十センチメートルとなっておりまして、これを万国郵便条約の大きさに合わせ、長さ六十センチメートル、長さ、幅及び厚さの合計九十センチメートルにするというものであります。

第二に、現在、郵便料金を後納する場合は、月額利用料金の二倍以上の担保を提供することとなっておりますが、これを省令において定めることとし、弾力的に運用しようとするものであります。

第三に、現在、小包郵便物及び書留郵便物を転送または還付する場合は、それぞれ転送料または還付料を納付することとなっておりますが、これらの料金の納付を要しないこととするものであります。

そのほか、最近における多様化した国民のニーズに即し、利用しやすい郵便とするため、郵便の利用上の便益を高める役割を省令の定めるところにより提供することができるとする等であります。

なお、この法律の施行期日は昭和六十年七月一日といたしております。

次に、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における郵便利用の動向にかんがみ、個人間の郵便の利用の促進を図るため、お年玉付郵便葉書のほかにも、くじ引きにより金品を贈るくじ引き番号つき郵便葉書を発行できるとすることとともに、くじ引きにより贈る金品の改善を図る等のため所要の改正を行おうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、くじ引きによりお年玉等として金品を贈るくじ引き番号つき郵便葉書をお年玉付郵便葉書以外の郵便葉書でも発行できるとすることとするものであります。

第二に、くじ引きによりお年玉等として贈る金品の単価は、お年玉等付郵便葉書の料額印面に表された金額の五千倍に相当する額を超えないこととする等でありまして、

なお、この法律の施行期日は公布の日といたしております。

本委員会におきましては、去る二月十二日両法律案の付託を受け、四月十日左藤政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十八日質疑を終了、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第八、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。内閣委員長中島源太郎君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

○中島源太郎君登壇
たゞいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、戦没者の

遺族並びに戦傷病者等に対する処遇の一層の改善を図ろうとするものでありまして、仮定年額増額、公務関係扶助金の最低保障額及び傷病恩給年額等の増額、普通恩給及び普通扶助金の最低保障額の増額並びに扶養加給の増額等を行うことといたしております。

本案は、二月十二日本委員会に付託され、四月十六日後藤田総務庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、恩給改善の基礎となる人事院勧告の実施問題、恩給受給者の生活の実態、旧日赤看護看護婦等に対する慰労給付金の増額、戦後処理問題特別基金の検討内容等広範多岐にわたる質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、四月十八日質疑を終了いたしましたところ、柴田睦夫君外一名から、日本共産党・革新共同提案に係る昭和五十九年度における公務員給与の改定に人事院勧告とあり行われた場合の従来方式による恩給の改善を行い、本年四月一日から実施する旨の修正案が、また、戸塚進也君外三名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る施行期日の「昭和六十年四月一日」を「公布の日」に改める旨の修正案がそれぞれ提出されました。

両修正案について趣旨説明の後、柴田睦夫君外一名提出の修正案に対して、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取いたしましたところ、後藤田総務庁長官より、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、柴田睦夫君外一名提出の修正案は否決され、戸塚進也君外三名提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、よつて本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が附されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

求めます。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第九 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第九、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。地方行政委員長高鳥修君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○高鳥修君登壇

たゞいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、
第一に、昭和六十年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額から同年度分の利子負担額三千六百九十四億円を減額した額に、地方交付税の総額の特別増額額一千億円を加算した九兆四千四百九十九億円といたしております。

また、普通交付税の算定については、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ及び国庫補助負担金の廃止に伴い増加する経費に対する所要の財源を措置するほか、生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、公園、下水道等生活関連施設に要する経費の財源を措置するとともに、昭和六十年度において地方債による措置の縮減に伴う投資的経費を基準財政需要額に算入するため、単位費用を改正することとしたしております。

第二に、当せん金付証券、いわゆる宝くじについて、その収益金の使途の弾力化と最高賞金の倍率制限の緩和を図る等の改正を行うこととした

ております。

第三に、公營競技を施行する地方団体の公營企業金融公庫に対する納付金について、その納付期間の延長と納付率の上限の引き上げを行うことといたしております。

本案は、二月十九日当委員会に付託され、同月二十一日古屋自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するなど五日間にわたって慎重に審査を行い、地方財政余剰論、高率補助率の引き下げと行政改革との関係、補助率引き下げの個別地方団体に対する影響、三大臣の覚書に基づく昭和六十一年度以降の補助率のあり方についての検討手順と方法、補助率の復元の見通し、今後の地方交付税の総額の安定的確保と現行税率の維持の必要性、高率補助率引き下げに伴う増減地方債元利償還金の地方交付税への全額算入、補助金一括法案成立前の生活保護費補助金の交付問題、退職者医療制度の創設に伴う国民健康保険財政の赤字対策等地方行政全般にわたって質疑応答が行われました。

本案は、昨十八日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、補助金の整理合理化に当たっての国の行政責任の明確化等七項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太郎) 討論の通告があります。これを許します。関山信之君。

〔関山信之君登壇〕

○関山信之君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行います。

私は、まず、今日における地方自治の意義について強調をいたしたいと存じます。

地方自治といふと、人はともすれば中央に対する地方、地域末端の問題と考え、あるいは極めて抽象的、観念的課題ととらえがちであります。果たしてそうでありましょうか。二十一世紀

を迎えようとしている世界環境、また我が日本が直面しようとしている環境を深刻に見詰めますと、実は地方自治、換言すれば分権こそ最も緊急に推進すべき具体的課題であります。

我が国に訪れようとしている近未来的条件は、第一には高齢化社会、第二には技術革新情報化社会、第三には都市化社会、第四には国際化社会であります。この条件は、人類に限りなき発展の可能性を与え、同時に、文明の破壊の危機をも含むものであります。この複雑化する社会を乗り切る一つの大きな戦略課題が、分権自治の確立ではないでしょうか。国際情勢に占める日本の経済的、政治的位置の変貌、産業構造の変化に伴う国民の就業構造の変化、高齢化に対応した社会保障体制の展開、進み行く生態系の破壊に対する備え、人間疎外を初めとするさまざまな社会病理現象の克服、こうした課題は、これを解決するに当たって常に直面する必須条件が分権と自治であり、また真に地方の自律と活性化を求め得ずして達成しがたいテーマであります。地方の時代が唱えられて久しく、既にその言葉さえ空語に等しくなりつつある状況を思うとき、私は、政府とりわけ大蔵省また自治省においてさえ、この重要な時代認識が欠如していると思わざるを得ません。(拍手)

特に、近年の地方財政対策を見るに、政府の地方軽視は目に余るものがあります。昭和五十年代に入り、地方財政は逼迫をきわめ、必要とする行政需要を切り詰め、かつ莫大な借金を創出してまいりました。政府、財界は、国の財政難に比べれば地方は余裕があると申しておりますが、実際の行政の七割を担っている地方自治体の実態を考えれば、地方富裕論はまさにためにする言ひ分であり、政府は、国税の地方税への移譲も含め、地方自主財源の確保を進めるとともに、機関委任事務の廃止、事務事業の見直しを前提とした補助金制度の改革など自治体行政を阻害している要因の除去こそ真剣に取り組むべきであります。

しかるに、政府の行っている施策はこれと真つ向かひ逆行し、地方税制改革のサボタージュ、行政制度の改革に手をつけぬままの地方に対する財政負担の転嫁を進めているのであります。今、六

十年度予算において行われようとしている高率補助金の一律カットこそ、その最も悪質な対処のあらわれであり、これはどうも無思想な、しかも何ら長期の展望も持たぬ場当たり、欺瞞に満ちた措置はありませぬ。政府は一年限りの特例措置としておりますが、それは当然のことであり、仮に一年だけといつても、地方の中央不信、財政的ダメージははかり知れないものであります。補助金のカットは自治体財政に対する圧迫のみを意味するものではありません。中曽根総理は戦後政治の総決算を唱えておられますが、社会保障、教育費の地方転嫁はまさに戦後の民主主義、国民福祉の総決算を意味するものであり、総理の本音としてつとに明らかとなつていり平和福祉憲法の実質的な清算すら含んだ内容であります。

日本社会党は、結党以来憲法の精神を国民生活の隅々まで浸透させることを目指してまいりました。我々は、議席こそ及ばずとはいへ、この憲法の保障する平和と福祉という目的にあっては圧倒的国民多数派であることを自負してまいりました。私は、政府・自民党がもはや国民の少数派を代弁するものでしかないことを、この際明らかに申し上げておきたいと存じます。(拍手)

次に、私は、地方財政固有の問題について若干の指摘を行い、政府の猛省を促したいと考えます。

第一には、地方財政計画を策定するに際して、なぜ地方の声を真摯に聞かないかという点であります。自治体こそ国民の願いを最も的確に把握できる位置にあります。政府は中央という権威主義を改め、地方六団体を初めとする地方との信頼関係の確立を図るべきであります。

第二に地方財源の問題であります。地方税、地方交付税は、言うまでもなく地方固有の一般財源であり、国民福祉と地域経済に欠かせぬ財源であります。

しかし、さきに指摘いたしましたとおり、現状はその額において十分に確保されているとは言えず、地域経済の停滞と格差拡大の大きな要因となつていり、政府税調でも検討課題

とされた利子所得、社会保険診療報酬等に対する課税適正化を初めとする自主財源の拡充はまさに急務であります。また、政府みずから十分承知のとおり、自治体の基準財政需要額は意図的に抑制され、超過負担はもとより、交付税の算定は行政需要に的確に対応したものとはなっていないのであります。政府は交付税が国の財政の硬直化をもたらしているなどと言っておりますが、まさにそうした硬直した発想から脱却し、地方が担う仕事の重要性を認識し、交付税制度の充実を図るべきであります。

第三に指摘したい点は行政改革についてであります。政府は、行革は国が先行しているかのごとく宣伝をいたしておりますが、これは明らかな錯誤であり、よくも悪くも地方行革の方がはるかに早く着手しているのが実態であります。しかも、自治体が行革を進めるに当たり一番の障害となつていり、国の地方に対するさまざまな不必要な規制であり、本来国が行うべき事務事業の地方への肩がわりであります。国はみずからのやるべきことを行わず、かけ声だけを、しかも権力的に声高に行う現状は直ちに改めるべきであります。

以上のような観点から今回の交付税の改正案を見ますに、第一に、国の地方に対する財政負担の増減を包含していること、また、この地方債の元利償還についての国の責任が極めてあいまいであるとともに、六十年度においてその利子分も計上していないこと。第二に、過去の財源不足の発生に対し、交付税法六条の三の二の規定によることなく借入金で措置してきたツケを地方に転嫁し、その金利充当額を交付税総額から控除していること。第三に、過去の借入金、行革特例法に伴う地方負担増、利子配当課税の地方税における実質非課税、以上の見返りとして措置されてきた三臨時の六十年度への繰り延べを行つていり、ことなど極めて欠陥に満ちたものであります。つまり、本改正を見るに、その特徴を一言で言えば、さきに述べた悪質極まりない高率補助金一括法のしりぬぐい法案であり、国の放漫財政のツケ回

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

地方交付税法等の一部を改正する法律案 国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件 朗読を
省略した議長報告

七八四

し、地方振興法案というべきものであります。

さきの予算審議の過程において、政府が六十年
度予算編成の防衛庁の復活折衝の段階で上積みし
た五百十四億円のうち約四割に及ぶ二百一十一億
円が、何の根拠もないつかみ金としてGNP一％の
すき間を埋める手段として政治的に増額された
ことが明らかにされております。かかるでたらめ
を行いつつ、一方では社会保障、教育を切り捨て
て、国の責任を放棄して赤字財政のツケを地方に
覆いかぶせるがごときは、全く許しがたい理不尽
と言わざるを得ません。(拍手)

かくて、無理が通れば道理が引込む例えの
ごとく、今や地方交付税の特定財源化が進み、法
の保障する国税三三％の切り下げさえもくるま
れ、地方交付税制度の根幹が揺らぎつつありま
す。地方財政の破綻が地方自治の破滅を招くこと
は当然ながら、それはやがて日本の民主主義を死
に至らしめるものであることを重ねて強調をし、
本改正案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて討論は終局いたし
ました。

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。

すなわち、この際、国際原子力機関憲章第六條
の改正の受諾について承認を求めるの件を議題と
なし、委員長の報告を求め、その審議を進められ
んことを望みます。

○議長(坂田道太君) 長野祐也君の動議に御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾につ
いて承認を求めるの件

○議長(坂田道太君) 国際原子力機関憲章第六條
の改正の受諾について承認を求めるの件を議題と
いたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長愛野興一
郎君。

国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾につ
いて承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔愛野興一郎君登壇〕

○愛野興一郎君 ただいま議題となりました国際
原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認
を求めるの件について、外務委員会における審査
の経過並びに結果について御報告申し上げます。

昭和五十九年一月に中華人民共和国が国際原子
力機関に加盟したことに伴い、原子力技術におけ
る同国の地位にかんがみ、同国が国際原子力機関
の理事会においてふさわしい地位を得られるよう
う、憲章上定められている理事国数を一カ国ふや
すことについて加盟国の間で合意が成立し、昭和
五十九年九月二十七日の総会において憲章第六條
の改正案が採択された次第であります。

本改正の内容は、国際原子力機関の理事会にお
いて理事国として指定される原子力最先進国の数
を、九カ国から十カ国に改めるものであります。

本改正は、去る三月二十五日外務委員会に付託
され、同月二十九日安倍外務大臣から提案理由の
説明を聴取し、質疑を行いました。その詳細は
会議録により御承知を願います。

かくて、本十九日質疑を終了し、採決いたしま
した結果、全会一致をもって承認すべきものと議
決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決
しました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時五十四分散会

出席國務大臣

外務大臣	安倍晋太郎君
厚生大臣	増岡博之君
農林水産大臣	佐藤守良君
通商産業大臣	村田敬次郎君
運輸大臣	山下徳夫君
郵政大臣	左藤 亨君
自治大臣	古屋 亨君
國務大臣	後藤田正晴君

○朗読を省略した議長の報告

〔報告書受領〕

一、去る十六日、内閣を経由して日本銀行政策委
員会議長澄田智君から、日本銀行法第十三条ノ
三第十号の規定に基づく昭和五十九年日本銀行
政策委員会年次報告書を受領した。

〔通知書受領〕

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

〔要求書受領〕

一、今十九日、内閣から、国家公安委員会委員に
坂本朝一君を任命したので、警察法第七條第一
項の規定により本院の同意を得たい旨の要求

書を受領した。

〔政府委員退任〕

一、昨十八日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長
あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異
動があり、政府委員としての資格を失った旨の
通知を受領した。

記

異動前の氏名	異動後の氏名	異動年月日
官職名	官職名	年月日
外務大臣	外務大臣	
官房外務	官房外務	
参事官	参事官	
参事官	参事官	

〔政府委員承認〕

一、昨十八日、坂田議長は、中曽根内閣総理大臣
申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任
命することを承認した。

外務大臣官房参事官 渡辺 允

〔政府委員任命〕

一、昨十八日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長
あて、十八日議長において承認した渡辺允を、
同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知
を受領した。

〔常任委員辞任及び補欠選任〕

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

佐藤 徳雄君

補欠

関山 信之君

補欠

佐藤 徳雄君

補欠

関山 信之君

補欠

佐藤 徳雄君

補欠

関山 信之君

補欠

佐藤 徳雄君

補欠

関山 信之君

補欠

佐藤 徳雄君

補欠

関山 信之君

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

朗読を省略した議長の報告

求めるの件

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

(内閣提出 承認第五号)

社会労働委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)

万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件(条約第七号)(参議院送付)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)(参議院送付)

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)(参議院送付)

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)(参議院送付)

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)(参議院送付)

以上五件 外務委員会 付託

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第七五号) 大蔵委員会 付託

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)(参議院送付)

以上二件 大蔵委員会 付託

(議案付託)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

天皇誕生日を日本のナショナル・デーとして定めることに関する質問主意書(矢山有作君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員津川武一君提出出稼労働者の労働条件改善等に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年四月九日 提出者 津川 武一 衆議院議長 坂田 道太殿

出稼労働者の労働条件改善等に関する質問主意書

全国の出稼労働者数は、昭和五十八年度において約二十五万人であり、その六割近くが東北六県で占められている。とりわけ全一の出稼地帯である青森県では六万人余、就業人口比で十一・九人に一人の割合となっており、一時より減少したとはいえ依然としてかなりの数に上っている。

出稼労働者は、一年のうち半分以上を家族と別れ別れという非人間的な生活を強いられ、土木・建設現場など危険な作業環境や劣悪な労働条件のもとで働いているのが大半である。そして、賃金未払いや労災事故、留守家族での子供の教育問題など、出稼者をめぐる解決を迫られる諸問題があとをたない。

こうした出稼労働者が高度成長期以来の日本経済の底辺を支えてきたことを踏まえるならば、今こそ政治の側が出稼者の苦勞に報いるべきときである。そのため、より根本的には出稼そのものの解消をめざしつつ、当面、労働条件の改善、福祉の向上に必要な努力を緊急に強めることが重要となつていく。

以上の立場から政府に対し、左記事項について質問する。

一 出稼者の帰郷旅費について

出稼者が正月等に帰郷する際の旅費はほとんどが自己負担となつてゐる。また、赴任する際の旅費等も出稼者負担が大半である。これらは本来、雇主である企業側が負担すべきものと考へる。

これについて、政府の認識はどうか。また、そういう方向で、出稼者を雇う企業に対して指導すべきと考へるがどうか。

二 出稼者に対する課税について

出稼者は二重生活を強いられ生計費の増加を余儀なくされている。生計費の増加分については、税制上の必要経費とみなすべきである。

従つて、一定期間を超えて居住地を離れて働きに出る出稼労働者に対して、所得税、住民税に特別控除制度を設けるべきだと考へる。この点について政府に検討の用意はないか、見解を問う。

三 出稼先での宿舎の改善について

出稼者のほとんどは、飯場といわれる宿舎で生活をとらしているが、それは、例えば、十二畳に八人で寝泊まりしている、押し入れがなく布団をたためない、娯楽室が少なく面会室もない、日当たりが悪い等々、居住条件がまったく劣悪であり、憲法第二十五條でいう「健康で文化的な最低限度の生活」とは程遠いものである。こうした宿舎の改善は、企業と行政に課せられた最低限の差し迫つた課題である。

そのため、寝室面積一人当たり二・五平米を最低基準とする等を定めた建設業附属宿舎規程を大幅に見直すべきだと考へるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇二第二六号

昭和六十年四月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員津川武一君提出出稼労働者の労働条件改善等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員津川武一君提出出稼労働者の労働条件改善等に関する質問に対する答弁書

一 出稼労働者が正月等に一時帰郷する際の旅費の支給状況については把握していないが、労働省の調査(昭和五十六年十月)によれば、赴任旅費については八十八パーセント、ま

た、帰郷旅費については七十八パーセントの出稼労働者が支給を受けており、かなり高い支給率を示している。

2 この問題は、出稼労働者の労働条件に係る問題であり、基本的には労使間で決定されるべきものであるが、政府としては、出稼労働者に係る求人確保及び職業紹介に当たつて、できる限り労働条件が良好で福祉の充実した事業所に労働者が就業できるよう努めてまいりたい。

二について

新規の特別控除の創設については、税制調査会の「今後の税制のあり方」についての答申（昭和五十八年十一月）において、「様々な国民の生活態様の中から特定の条件や特定の家計支出を抜き出して、税制上しん酌するに必要の条件や境界があること、また、そのような特定の条件や特定の支出に着目して税制上しん酌する場合の客観的基準を見出すことは困難であること等を考慮すれば、新規の特別控除を創設することは適当でない」と述べられているところであり、政府としては、新規の特別控除を創設することは適当でないと考えらる。

三について

建設業附属寄宿舍規程（昭和四十二年労働省令第二十七号）は、建設業であつて、事業の完了の時期が予定されているいわゆる有期事業の附属寄宿舍について、刑罰をもつて履行確保を図る最低基準を定めたものであるが、各企業においてこの基準を上回る附属寄宿舍を整備することとはもとより望ましいものと考へてゐる。このため、政府としても、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）に基づき、一定水準以上の寄宿舍を整備する中小建設事業主等に対して雇用促進事業団が助成金を支給することとし、より良い寄宿舍の整備の促進を図つてゐるところである。

（答弁通知書受領）

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員瀬長亀次郎君提出米兵等による日本人殺害事件などの不法行為と在日米軍地位協定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年四月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

北方領土問題の解決促進に関する決議案
右の議案を提出する。

昭和六十年四月十七日

提出者

大内 啓伍 國場 幸昌
仲村 正治 深谷 隆司
町村 信孝 川崎 寛治
島田 琢郎 玉城 栄一
青山 丘 瀬長亀次郎
阿部 昭吾
賛成者
大島 理森外二十四名

北方領土問題の解決促進に関する決議案
戦後四十年を迎えた今日もなおわが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等北方領土の問題が依然として未解決であり、さらに近年、北方領土においてソ連の軍備増強が続けられていることは、誠に遺憾なことである。

北方領土の復興実現は、日本全国民の長年の悲願である。
この間、北方領土の日の設定、北方領土の返還を求める都道府県民会議の相次ぐ結成等、北方領土問題の速やかな解決を望む国民の声は、地域や世代を超えて大きな高まりをみせている。
かかる国民の総意と心情にこたへるため、政府は、北方領土におけるソ連の軍事的措置の撤回を求め、北方領土の返還を実現して、平和条約を締

結し、日ソ間の真に安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。
右決議する。

国際観光振興会法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十年三月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

国際観光振興会法の一部を改正する法律
国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「旅行に関する情報の提供その他日本人海外観光客の旅行の円滑化に必要な」を「旅行の安全に関する情報の提供等の」に改める。

第十三条中「役員は」を「会長及び監事は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 副会長及び理事は、運輸大臣の認可を受け、会長が任命する。

第十四条第一項中、「副会長及び理事」を「及び副会長に」、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「運輸大臣は、」を「運輸大臣又は会長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二十四条第一項第四号中「旅行に関する」を「旅行の安全に関し配慮すべき事項について、」に改め、「旅行事情につき」を削る。

第二十九条に次の一項を加える。

3 振興会は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に副会長又は理事である者は、その改正後の第十三条第二項の規定により副会長又は理事として任命されたものとみなす。

る者は、その改正後の第十三条第二項の規定により副会長又は理事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる副会長又は理事の任期は、改正後の第十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の副会長又は理事としての残任期間と同一の期間とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

特殊法人の経営の活性化及び効率化を進める見地から、国際観光振興会の役員の任命規定について所要の改正を行うとともに日本人海外観光客に対する業務を整理合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際観光振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、国際観光振興会の効率化、活性化を図るため、その役員、業務等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 副会長及び理事の任命及び解任方法の変更
副会長及び理事は、運輸大臣の認可を受け、会長が任命及び解任することとする。

2 理事の任期の変更
理事の任期を三年から二年に変更することとする。

3 業務の整理合理化
日本人海外観光客に対する業務を旅行の安全に関する情報の提供等の業務に整理合理化することとする。

4 財務諸表の事務所への備置義務
運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならないこととする。

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

5 目的の改正

日本人海外観光旅客に対する業務を整理合理化することに伴い、目的条項に所要の改正を加えることとする。

二 議案の可決理由

本案は、国際観光振興会の組織、経営の活性化、効率化を図るための措置として適切なものと認め、多数をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和六十年四月十六日

衆議院議長 坂田 道太殿
運輸委員長 三ツ林弥太郎

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和六十年三月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

運輸省設置法第四十三條第一項の規定により、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

名称	位置	管轄区域
筑豊自動車検査登録事務所	福岡県嘉穂郡庄内町	直方市 飯塚市 田川市 山田市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡

理由

福岡県の筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、福岡県嘉穂郡庄内町に、九州運輸局福岡陸運支局筑豊自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、福岡県の筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、福岡県嘉穂郡庄内町に、九州運輸局福岡陸運支局筑豊自動車検査登録事務所を設置する必要があるため、その設置について地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、福岡県筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、全会一致をもってこれを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十年四月十六日

運輸委員長 三ツ林弥太郎
衆議院議長 坂田 道太殿

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和六十年三月二十九日

衆議院議長 坂田 道太殿
參議院議長 木村 睦男

果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

法律

果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三章 果樹園経営計画(第三章 第五條)を「第三章 果樹園経営計画(第三章 第四條)を」第三章の二 果実の生産及び出荷の安定に關する措置(第四條の三 第五條)に改める。

第一條中「その生産の計画的かつ安定的な拡大を」計画的に果樹農業の振興に、「あわせて」を併せて果実の生産及び出荷の安定を図るための措置並びにに改める。

第二條第二項第五号中「果樹農業の振興に關する重要事項」を「必要な事項」に改め、同項を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「植栽」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号中「植栽及び」を「栽培面積その他のに改め、同項を同項第二号とし、同項の次に次の一号を加える。

一 果樹農業の振興に關する基本的な事項
第二條の三第二項第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「植栽及び」を「栽培面積その他のに改め、同項を同項第二号とし、同項の次に次の一号を加える。

一 果樹農業の振興に關する方針
第二條の三第三項中「拡大」の下に「又は合理化」を加える。

第三條第一項中「次の各号の一に該当する者は、農林水産省令で定める手続により」を「第二條の三第五項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内において果樹を栽培し

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件及び同報告書 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

針」という。を定めるものとする。

2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 対象とする期間

二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に

関する基本的な事項

3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、果樹農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

(法人の指定及び業務)

第四條の四 農林水産大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。

一 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びに特定果実に係る果実製品(果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。)の保管に関する事業を行うこと。

二 民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの(以下「都道府県法人」という。)に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。

三 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業を行うこと。

四 その他果実の生産及び出荷の安定に関する事業を行うこと。

(業務実施規程の承認)

第四條の五 前條の規定による指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、同條第一号に掲げる業務を実施しようとするときは、対象とする特定果実の種類、実施時期、実施方法その他農林水産省令で定める事項を記載した業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の承認の申請に係る業務実施規程が生産出荷安定指針に適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(事業計画の承認等)

第四條の六 指定法人は、毎事業年度開始前に(第四條の四の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに、同條各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、第四條の四各号に掲げる業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(監督等)

第四條の七 農林水産大臣は、第四條の四各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 農林水産大臣は、指定法人が第四條の四各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 農林水産大臣は、指定法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四條の四の規定による指定を取り消すことができる。

(勸告)

第五條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四條の三第四項の規定により生産出荷安定指針が公表されている場合において、特定果実生産者等による特定果実の生産又は出荷が、指定法人が行う第四條の四第一号に掲げる業務又は都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該特定果実生産者等に対し、当該業務の実施に協力するよう必要な勸告をすることが出来る。

(外国産の果実等に関する措置)

第五條 政府は、外国産の果実又は果実製品の輸入によつて国内産の特定果実又は特定果実製品に係る果実製品の価格が著しく低落し又は低減するおそれがあり、その結果、特定果実の生産又は出荷に重大な支障を及ぼすおそれがある場合において、特定果実又は特定果実製品に係る果実製品につき、第四條の三から前条までに規定する措置によつてはその事態を克服することが困難であると認められるときは、当該外国産の果実又は果実製品の輸入に関し必要な措置を講ずる等当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

第六條中(果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。)

第七條中「その他を」指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助その他に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

(一) 果樹農業振興基本方針及び果樹農業振興計画について、栽培面積の目標を定める等その内容を整備すること。

(二) 果樹園経営計画の作成主体を農業者集団から個別の果樹農業者に改め、その計画について、都道府県知事の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫資金等の融通を受けることができることとする。

(三) 果実の生産及び出荷の安定を図るための措置を次のように講ずること。

(1) 農林水産大臣は、需給が著しく均衡を失している特定の果実について、その生産及び出荷の安定を図るための指針を定める。

(2) 農林水産大臣は、果実の生産及び出荷の安定に関する業務を全国的に行う民法法人を一を限つて指定し、業務の適正かつ確実な実施を確保するため所要の監督を行う。

(3) 農林水産大臣又は都道府県知事は、特定の果実の生産者、出荷者等が、その指定された法人等の業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、所要の勸告を行うことができる。

(四) 外国産の果実等の輸入によつて国内産の特定果実等の価格が著しく低落するおそれがあり、その果実の生産又は出荷に重大な支障を及ぼすおそれがある場合には、外国産の果実等の輸入に関し必要な措置を講ずる等事態の克服のために相当と認められる措置を講ずるものとする。

議案の可決理由

本案は、最近における果樹農業をめぐる諸情勢の変化に対処し、果樹農業の健全な発展を推進するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 半導体集積回路の回路配置に関する法律案及び同報告書 七九〇

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和六十年四月十七日

農林水産委員長 今井 勇
衆議院議長 坂田 道太蔵

〔別紙〕

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国の果樹農業をめぐる最近の情勢は、需要の停滞に伴う生産過剰傾向や諸外国からの果実及び果実加工品の輸入増大等の厳しい事態に直面している。

よつて政府は、本法の施行に当たり左記事項の実現に努め、わが国果樹農業の健全な発展に万全を期すべきである。

記

一 果樹農業施策の基本である果樹農業振興基本方針の策定に当たつては、国内産果実及び果実加工品の需要増進を考慮しつつ需要の動向を適正に反映させ、果樹農家の経営安定をはかること。

二 果樹農業振興基本方針を実効あるものとするため、果樹農業振興計画については、基本方針との整合性が確保されるよう都道府県を指導すること。

なお、第二条第二項の政令で定める果樹については、その需要動向に即して逐次その種類の拡大をはかること。

三 果樹園経営計画の認定基準については、経営改善に意欲的に取り組もうとする果樹農家が幅広く活用できるものとなるように定めること。

四 指定法人が行う果汁の保管等果実の生産、出荷の安定に関する業務が円滑に実施できるよう必要な予算の確保及び業務体制の整備に努めること。

五 特定果実の生産及び出荷の安定をはかるため、実効ある生産出荷安定指針の作成を行い、

その実行に当たつては、勧告制度を活用する等生産者、出荷者等に対する指導に遺憾なきを期すること。

六 第五条の規定の運用に關し、特定果実の生産、出荷に重大な支障を生ずる事態を防止するよう努力するとともにガット等の国際協約との調和の確保をはかること。

七 国内産果実の生産過剰基調に対処し、果実及び果実加工品の消費拡大、秩序ある輸出の振興対策を一層強化すること。

右決議する。

半導体集積回路の回路配置に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十年三月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 回路配置利用権の設定の登録(第三条・第九条)

第三章 回路配置利用権等
第一節 回路配置利用権(第十条・第二十一条)
第二節 権利侵害(第二十二條・第二十六條)

第三節 補償金(第二十七條)
第四章 指定登録機関(第二十八條・第四十六条)

第五章 雑則(第四十七條・第五十条)
第六章 罰則(第五十一條・第五十六條)

附 則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進

し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「半導体集積回路」とは、半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生産させ、かつ、不可分の状態にした製品であつて、電子回路の機能を有するように設計したものをいう。

2 この法律において「回路配置」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置をいう。

3 この法律において「回路配置について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。
一 その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為

二 その回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む)を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為

第二章 回路配置利用権の設定の登録
(回路配置利用権の設定の登録)
第三条 回路配置の創作をした者又はその承継人(以下「創作等」という。)は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録(以下「設定登録」という。)を受けることができる。この場合において、創作等が二人以上あるときは、これらの者が共同して設定登録を受けなければならない。

2 設定登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 申請の年月日

三 回路配置について業として前条第三項第二号に掲げる行為をしている場合に於ては、その行為を最初にした年月日

四 回路配置の創作をした者の氏名又は名称及び住所又は居所
五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、申請に係る回路配置を記載した図面又は当該回路配置を現した写真及び申請者が創作等であることについての説明書その他通商産業省令で定める資料を添付しなければならない。

(申請者の名義の変更)
第四条 申請者の名義は、変更することができ

る。
2 申請者の名義の変更は、相続その他の一般承継の場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 相続その他の一般承継により申請者の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(職務上の回路配置の創作)
第五条 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上創作をした回路配置については、その創作の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人その他使用者を当該回路配置の創作をした者とする。

(申請前の回路配置の利用)
第六条 設定登録は、その申請の日から二年さかのぼつた日以前に、創作等又はその承諾を得た者が業として当該申請に係る回路配置について第二条第三項第二号に掲げる行為をしていた場合には、受けることができない。

(設定登録及び公示)
第七条 通商産業大臣は、設定登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により申請を却下する場合を除き、設定登録をしなければならない。

い。

2 設定登録は、回路配置原簿に設定登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、設定登録の年月日その他通商産業省令で定める事項を記載してするものとする。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による設定登録をしたときは、通商産業省令で定める事項を公示しなければならない。

(設定登録の申請の却下)

第八条 通商産業大臣は、設定登録の申請が次の各号のいずれかに該当することが第三條第二項の申請書及びこれに添付した図面その他の資料から明らかであるときは、設定登録の申請を却下しなければならない。

一 申請者が創作等でないこと。

二 創作等が二人以上ある場合において、これらの者が共同して設定登録の申請をしていないこと。

三 申請に係る回路配置が第六條の規定により設定登録を受けることができないものであること。

四 申請書が方式に適合しないことその他の政令で定める事由があること。

2 通商産業大臣は、前項の規定により申請を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(設定登録の抹消)

第九条 通商産業大臣は、設定登録の申請が前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していたことが明らかとなつたときは、設定登録を抹消しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に対し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

8 通商産業大臣は、第一項の規定により設定登録を抹消したときは、その旨を、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人に対し通知するとともに、公示しなければならない。

第三章 回路配置利用権等
第一節 回路配置利用権
(回路配置利用権の発生及び存続期間)
第十条 回路配置利用権は、設定登録により発生する。

2 回路配置利用権の存続期間は、設定登録の日から十年とする。

(回路配置利用権の効力)
第十一条 回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置(以下「登録回路配置」という。)を利用する権利を専有する。ただし、その回路配置利用権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がその登録回路配置を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

(回路配置利用権の効力が及ぶ範囲)
第十二条 回路配置利用権の効力は、他人が創作した回路配置の利用には、及ばない。

2 回路配置利用権の効力は、解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為には、及ばない。

3 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路(以下「登録回路配置組込んだ物品」という。)を譲渡したときは、回路配置利用権の効力は、その譲渡がされた半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

(他人の特許発明等との関係)
第十三条 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者は、その登録回路配置の利用が他人の特許発明又は登録実用新案の実施に当たるときは、業としてその登録回路配置を利用することができない。

(共有に係る回路配置利用権)
第十四条 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、契約が別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録回路配置を利用することができない。

3 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その回路配置利用権について専用利用権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

(法人が解散した場合等における回路配置利用権の消滅)
第十五条 回路配置利用権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 回路配置利用権者である法人が解散した場合において、その回路配置利用権が民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 回路配置利用権者である個人が死亡した場合において、その回路配置利用権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

(専用利用権)
第十六条 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について専用利用権を設定することができる。

2 専用利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を専有する。

3 専用利用権は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 専用利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限って、その通常利用権について質権を設定することができる。

5 第十四条第一項及び第二項の規定は、通常利用権に準用する。

(質権)
第十八条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録回路配置を利用することができない。

第十九条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権は、回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権の対価又は登録回路配置の利用に對しその回路配置利用権者若しくは専用利用権者が受けるべき金銭その他の物に對しても、行ふことができない。ただし、その払渡し又は引渡し前に差押えをしなければならない。

4 専用利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限って、その専用利用権について質権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができる。

5 第十四条の規定は、専用利用権に準用する。

(通常利用権)
第十七条 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について他人に通常利用権を許諾することができる。

2 通常利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を有する。

3 通常利用権は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者(専用利用権)についての通常利用権にあつては、回路配置利用権者及び専用利用権者。次項において同じ。)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 通常利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限って、その通常利用権について質権を設定することができる。

5 第十四条第一項及び第二項の規定は、通常利用権に準用する。

(質権)
第十八条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録回路配置を利用することができない。

第十九条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権は、回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権の対価又は登録回路配置の利用に對しその回路配置利用権者若しくは専用利用権者が受けるべき金銭その他の物に對しても、行ふことができない。ただし、その払渡し又は引渡し前に差押えをしなければならない。

(回路配置利用権等の放棄)
第二十条 回路配置利用権者は、専用利用権者、

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

半導体集積回路の回路配置に関する法律案及び同報告書

七九二

通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その回路配置利用権を放棄することができる。

2 専用利用権者は、通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権を放棄することができる。

3 通常利用権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常利用権を放棄することができる。

(登録の効果)

第二十一条 次に掲げる事項は、登録しなれば、第三者に対抗することができない。

一 回路配置利用権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。又は処分の制限)

二 専用利用権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権の消滅によるものを除く。又は処分の制限)

三 通常利用権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権若しくは専用利用権の消滅によるものを除く。又は処分の制限)

四 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く。又は処分の制限)

2 通常利用権は、その登録をしたときは、その回路配置利用権若しくは専用利用権又はその回路配置利用権についての専用利用権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

3 前二項の登録は、通商産業大臣が回路配置原簿に記載して行う。

第二節 権利侵害

(禁止請求権)

第二十二条 回路配置利用権者又は専用利用権者は、自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、

その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した半導体集積回路又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第二十三条 専ら登録回路配置を模倣するために使用される物を業として生産し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、回路配置利用権又は専用利用権を侵害するものとみなす。

(善意者に対する特例)

第二十四条 半導体集積回路(半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この条において同じ。)の引渡しを受けた時において、当該半導体集積回路が他人の回路配置利用権又は専用利用権に係る登録回路配置を模倣した回路配置を用いて製造されたものであること(以下「模倣の事実」という。)を知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者(以下「善意者」という。)が業として当該半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、当該回路配置利用権又は専用利用権を侵害する行為でないものとみなす。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、善意者が模倣の事実を知った後に業としてその半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する場合に、その者に対し、その登録回路配置の利用に對し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

3 善意者が回路配置利用権者又は専用利用権者に対し前項に規定する支払をしたときは、その半導体集積回路は、当該回路配置利用権者又は専用利用権者が譲渡したものとみなす。

4 第二十六条並びに民法第七百十九条第一項及

第七百二十四条の規定は、第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。

(損害の額の推定等)

第二十五条 回路配置利用権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、回路配置利用権者又は専用利用権者が受けた損害の額と推定する。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に対し、その登録回路配置の利用に對し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるに付いて、これを参酌することができる。

(書類の提出)

第二十六条 裁判所は、回路配置利用権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第三節 補償金

(補償金)

第二十七条 回路配置の創作等又はその許諾を得た者が当該回路配置について設定登録前に業として第二条第三項第二号に掲げる行為をした場合において、その行為の後当該回路配置について設定登録前に当該回路配置を模倣した回

路配置(以下この項及び第四項において「模倣回路配置」という。)であることを知つて業として模倣回路配置を利用した者は、当該回路配置の創作等に対し、当該回路配置について設定登録がされた場合にその利用に對し通常支払うべき金銭の額に相当する額の補償金を支払う責めに任ずる。

2 前項に規定する補償金の請求権は、当該回路配置について設定登録がされた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の回路配置について設定登録がされた後第九条の規定により当該設定登録が抹消されたときは、同項に規定する補償金の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

4 第二十三条及び前条並びに民法第七百十九条第一項及び第七百二十四条の規定は、第一項に規定する補償金の請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該回路配置の設定登録前に模倣回路配置の利用の事実及び模倣回路配置を利用した者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又は其法定代理人が損害及び加害者を知りタル時」とあるのは、「当該回路配置ノ設定登録ノ日」と読み替へるものとする。

第四章 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第二十八条 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、設定登録、第二十一条第一項及び第二項の登録並びに第四十八条第二項に規定する請求に基づき行われる事務(以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、当該指定登録機関が行う登録事務を行わな

いものとする。

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における
 第三条第二項、第四条第二項及び第三項、第七
 条第一項及び第三項、第八条、第九条、第二十
 一条第三項並びに第四十八条第二項の規定の適
 用については、これらの規定(第四十八条第二
 項を除く)中「通商産業大臣」とあるのは「指定
 登録機関」と、同項中「通商産業大臣に対し」と
 あるのは「指定登録機関に対し」とする。

(欠格事項)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者
 は、前条第一項の指定を受けることができな
 い。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執
 行を終り、又は執行を受けることがなくな
 った日から二年を経過しない者
 二 第四十一条の規定により指定を取り消さ
 れ、その取消しの日から二年を経過しない者
 三 その業務を行う役員のうち、次のいずれ
 かに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十七条の規定による命令により解任
 され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十条 通商産業大臣は、第二十八条第一項の
 指定の申請が次の各号に適合していると認める
 ときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める条件に適合する知識
 経験を有する者が登録事務を実施し、その数
 が通商産業省令で定める数以上であること。

二 登録事務を適確かつ円滑に行うに必要な経
 理的基礎及び技術的能力を有するものである
 こと。

三 民法第三十四条の規定により設立された法
 人であつて、その役員又は職員構成が登録
 事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがな
 いものであること。

四 登録事務以外の業務を行つてゐるときは、
 その業務を行うことによつて登録事務が不公
 正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて登録事務の適
 確かつ円滑な実施を阻害することとならない
 こと。

(設定登録等の実施義務等)

第三十一条 指定登録機関は、設定登録並びに第
 三十一条第一項及び第二項の登録をすべきこと
 を求められたときは、正当な理由がある場合を
 除き、遅滞なく、設定登録及び同条の登録を行
 わなければならない。

2 指定登録機関は、登録事務を行うときは、前
 条第一号に規定する者(以下「登録事務実施者」
 という。)に実施させなければならない。

(事務所の変更)

第三十二条 指定登録機関は、登録事務を行う事
 務所の所在地を変更しようとするときは、変更
 しようとする日の二週間前までに、通商産業大
 臣に届け出なければならない。

(登録事務規程)

第三十三条 指定登録機関は、登録事務に関する
 規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、通
 商産業大臣の認可を受けなければならない。こ
 れを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、通商産業
 省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした登録事
 務規程が登録事務の公正な遂行に不適当となつ
 たと認めるときは、指定登録機関に対し、登録
 事務規程を変更すべきことを命ずることができ
 る。

(登録事務の休廃止)

第三十四条 指定登録機関は、通商産業大臣の許
 可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を
 休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十五条 指定登録機関は、毎事業年度開始前

(第二十八条第一項の指定を受けた日の属す
 る事業年度にあつては、その指定を受けた後選
 滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予
 算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなけれ
 ばならない。これを變更しようとするときも、
 同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内
 に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書
 を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第三十六条 指定登録機関の役員又は登録事務実
 施者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を
 受けなければならない。

(解任命令)

第三十七条 通商産業大臣は、指定登録機関の役
 員又は登録事務実施者が、この法律若しくはこ
 の法律に基づく命令若しくは登録事務規程に違
 反したとき、又は登録事務に関し著しく不適当
 な行為をしたときは、指定登録機関に対し、そ
 の役員又は登録事務実施者を解任すべきことを
 命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十八条 指定登録機関の役員若しくは職員又
 はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して
 知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は
 職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その
 他の罰則の適用については、法令により公務に
 従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)

第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に
 必要の限度において、指定登録機関に対し、そ
 の業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、
 又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち
 入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の
 物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる
 ことができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、そ
 の身分を示す証明書を持参し、関係者に提示し
 なければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜
 査のために認められたものと解してはならな
 い。

(適合命令等)

第四十条 通商産業大臣は、指定登録機関が第三
 十條第一号から第四号までに適合しなくなつた
 と認めるときは、その指定登録機関に対し、こ
 れらの規定に適合するため必要な措置をとるべ
 きことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、
 この法律を施行するため必要があると認めると
 きは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監
 督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十一条 通商産業大臣は、指定登録機関が次
 の各号のいずれかに該当するときは、その指定
 を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部
 若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十九条第一号又は第三号に該当するに
 至つたとき。

三 第三十三条第一項の認可を受けた登録事務
 規程によらないで登録事務を行つたとき。

四 第三十三条第三項、第三十七条又は前条の
 規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十二条 指定登録機関は、帳簿を備え、登録
 事務に関し通商産業省令で定める事項を記載し
 なければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところ
 により、保存しなければならない。

(聴聞)

第四十三条 通商産業大臣は、第三十七条又は第
 四十一条の規定による処分をする場合において

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

半導体集積回路の回路配置に関する法律案及び同報告書

七九四

は、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)
第四十四条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(通商産業大臣による登録事務の実施等)

第四十五条 通商産業大臣は、指定登録機関が第三十四条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十一条の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により登録事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十四条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第四十一条の規定により通商産業大臣が指定登録機関の指定を取り消した場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第四十六条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十八条第一項の指定をしたとき。
二 第三十二条の規定による届出があつたと

き。

三 第三十四条の許可をしたとき。

四 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により通商産業大臣が登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第五章 雑則

(在外者の裁判権)

第四十七条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない者の回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利については、通商産業省の所在地をもつて民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八条の財産の所在地とみなす。

(回路配置原簿等)

第四十八条 回路配置原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

2 何人も、通商産業大臣に対し、回路配置原簿の謄本若しくは抄本若しくは回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付又は回路配置原簿若しくは第三十二条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料(通商産業大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。)の閲覧若しくは謄写を請求することができる。

(手数料等)
第四十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国(指定登録機関が登録事務を行う場合にあっては、指定登録機関)に納付しなければならない。

一 設定登録を受けようとする者
二 第二十一条第一項又は第二項の登録を受けようとする者

ようとする者

三 前条第二項の規定により回路配置原簿の謄本若しくは抄本又は回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求しようとする者

四 前条第二項の規定により回路配置原簿又は申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料の閲覧又は謄写を請求しようとする者

2 前項(第一号及び第二号に掲げる者に係る部分に限る。)の規定は、通商産業大臣が設定登録又は第二十一条第一項若しくは第二項の登録を行う場合については、適用しない。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 第一項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第五十条 この法律に定めるもののほか、設定登録並びに第二十一条第一項及び第二項の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十一条 回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

第五十二条 詐欺の行為により設定登録を受けた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第四十一条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第四十二条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条第一項又は第五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十三条まで、第四十六条、第五十三条及び第五十五条(第一号を除く。)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前二年内に、創作等又はその許諾を得た者が最初に業として第二十三条第二号に掲げる行為をした回路配置について、この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に設定登録の申請がされたときは、その設定登録については、第六条の規定は、適用しない。

第三条 回路配置利用権の効力は、この法律の施

行の際現に存する半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。次条において同じ。)をこの法律の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

第四条 第二十七条第一項の規定は、この法律の施行前にされた回路配置の利用及びこの法律の施行の際現に存する半導体集積回路をこの法律の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、適用しない。

(破産法の一部改正)

第五条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九十七号条第二号中「実用新案権」の下に「回路配置利用権」を加える。

(相続税法の一部改正)

第六条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第八号中「これらのもの」を「これらに、又は商標権を、商標権又は回路配置利用権若しくはその利用権で登録されているものに改める。

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の定義の欄中「意匠権」の下に「回路配置利用権」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「商標権」の下に「回路配置利用権」を加える。

別表第一第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 回路配置利用権の登録(回路配置利用権の信託の登録を含む。)

(一) 回路配置利用権の設定の登録	回路配置利用権の件数	一件につき一万八千円
(二) 回路配置利用権の移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき三千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	回路配置利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円
(三) 専用利用権又は通常利用権の設定の登録	専用利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円
(四) 回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(五) 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権	一件につき千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権	(以下この号において

- ロ その他の原因による移転の登録
- (内) 信託の登録
- (イ) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(六)までの登録に該当するものを除く。)
- (六) 登録の抹消

「回路配置利用権等」というの件数	
回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
回路配置利用権等の件数	一件につき千円
回路配置利用権等の件数	一件につき千円

(通商産業省設置法の一部改正)

第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五号条第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利を登録すること。

理由

半導体集積回路が我が国経済において広く利用されており、かつ、将来において一層その重要性を増すと見込まれる状況にかんがみ、その開発を促進するため、半導体集積回路の回路配置の創作者に回路配置を利用する権利の専有を認める等その適正な利用の確保を図るための制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

半導体集積回路の回路配置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、半導体集積回路の開発を促進するため、半導体集積回路の回路配置の創作者に回路配置を利用する権利の専有を認める等その適正な利用の確保を図るための制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 定義
(1) 「半導体集積回路」とは、半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生み出し、かつ、不可分の状態にした製品であつて、電子回路の機能を有するように設計したものをいう。
- (2) 「回路配置」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置をいう。
- (3) 回路配置について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - ① その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
 - ② その回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。)を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為
- 2 回路配置利用権の設定の登録
回路配置の創作をした者又はその承継人は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録を受けることができる。
- 3 回路配置利用権

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

半導体集積回路の回路配置に関する法律案及び同報告書 児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

七九六

右報告する。

昭和六十年四月十七日

衆議院議長 坂田 道太殿 茂

(別紙)

半導体集積回路の回路配置に関する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 回路配置利用権の法的性格にかんがみ、回路配置創作の適切な保護に留意するとともに、本制度の創設に伴い、事業者の積極的な独自技術による開発の促進を図ること。

二 指定登録機関への登録事務の委任に当たっては、その中立公平性を確保するとともに、登録申請件数等の的確な把握に努め、その事業運営が円滑に遂行されるよう万全を期すること。

三 半導体集積回路の回路配置創作の権利が国際的にも適切に保護されるよう、WIPO(世界知的所有権機関)における検討作業等において、新たな条約の締結に向けて積極的役割を果たすこと。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十九年三月十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶

養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

2 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

第三条第一項中「別表第一に」を「政令で」に改める。

第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「義務教育終了前の児童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前に児童をいい、同日以後引き続き中学校(盲学校、聾学校又は養護学校の中学部を含む。)に在学する児童を含むものとする。

第四条第一項中「国」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「別表第二に」を「政令で」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 父が引き続き一年以上遺棄している児童
第四条第一項に次の一号を加える。

六 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

第四条第三項中「第一項を」第一項及び第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第二項に改め、同項第六号及び第七号中「別表第二に」を「第一項第三号に規定する政令で」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、父及び母が共にいない児童(父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童を含む。)の養育者に対し、手当を支給する。

第四条に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する児童(同時に同項第二号から第六号までのいずれかに該当する児童を除く。)についての手当は、父母が婚姻を解消した日の属する年の

前年(当該手当に係る第六条の認定の請求が当該婚姻を解消した日の属する年の一月一日から五月三十一日までの間に行われた場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。)における当該児童の父の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族(当該児童を除く。)及び当該父の同法に規定する扶養親族でない児童で当該父母が婚姻を解消した日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、父が日本国内に住所を有しないこと、父の所在が長期間明らかでないことその他の特別の事情により母又は養育者が父に当該児童についての扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、この限りでない。

6 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第五条中「三万二千七百円」を「三万三千元」に、「三万七千七百円」を「三万八千元」に改める。

第六条第二項中「前項を」第一項に、「同項を」第二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して五年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七条第一項中「翌月」の下に「(以下この項において「支給開始月」という。)」を、「消滅した日」の下に「又は支給開始月(手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合においては、その該当しなくなった日から起算して七年(手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合においては、その該当しなくなった日からその再び該当するに至った日までの期間を加算するものとする。))を経過した日の前日(その

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、指定登録機関に関する規定の一部は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保を図り、半導体集積回路の開発を促進するための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

4 回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置を利用する権利を専有する。

(3) 回路配置利用権の効力は、他人が創作した回路配置の利用又は解析若しくは評価のために設定登録を受けている回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為等には及ばない。

(4) 専用利用権、通常利用権の設定及び第三者對抗要件としての登録等について定める。

4 権利侵害
(1) 回路配置利用権者又は専用利用権者は、自己の権利を侵害する者に対し、損害賠償請求権及び差止請求権を有する。

(2) 善意無過失で侵害品の引渡しを受けた者に対する特例規定を設けるほか、侵害とみなす行為及び補償金等について定める。

5 指定登録機関
通商産業大臣は、指定登録機関に登録事務の全部又は一部を行わせることができる。

6 その他
権利侵害者等に対する罰則等について定める。

経過した日の前日において、義務教育終了前の児童がいる場合においては、義務教育終了前の児童がいなくなった日の前日(のうまいずれか早い日)を加え、同条第四項を削る。

第九条中、「受給資格者」の下に「(第四条第二項に該当する養育者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、「七月までは、」の下に「政令の定めるところにより、その全部又は一部を」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九條之二 手当は、受給資格者(第四条第二項に該当する養育者に限る。以下この条において同じ。の)前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十二条第一項中「前年」を「前々年」に、「前三条」を「第九條から前条まで」に改め、同条第二項中「受けた者は」の下に「政令の定めるところにより」を加え、「金額を国に」を「金額の全部又は一部を都道府県に」に改め、同項第一号中「当該被災者の当該損害」を「当該被災者(第四条第二項に該当する養育者を除く。以下この号において同じ。の)当該損害」に改め、同項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該被災者(第四条第二項に該当する養育者に限る。以下この号において同じ。の)当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九條の二に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

第十三条中「第九條」を「第四條第六項の規定は、第九條」に、「は、政令で定める」を「について準用

する」に改める。

第二十一条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十一条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(費用の負担)

第二十一条 手当の支給に要する費用は、その十分の八に相当する額を国が負担し、その十分の二に相当する額を都道府県が負担する。

第二十三条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十九条第一項中「厚生大臣又は」を削り、「当該児童」の下に「(第四条第一項第一号に該当する児童の父)を加え、同条第二項中「厚生大臣又は」を削り、「別表第一若しくは別表第二に」を「第三條第一項若しくは第四條第一項第三号に規定する政令で」に改める。

第三十条中「当該児童又は」を「当該児童、第四條第一項第一号に該当する児童の父若しくは」に改め、第三十二条を削り、第三十三條を第三十二条とし、第三十四條を第三十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第三十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第三十五条中「五万円」を「三十万円」に改める。第三十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年十一月一日から施行する。ただし、附則第八條第一項の規定は同年八月一日から、第七條第四項を削る改正規定は昭和六十年十一月一日から施行する。

(支給要件に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際この法律による改正

前の児童扶養手当法(以下「旧法」という。)(第六條の規定による認定を受けている者又は附則第六條の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第六條の規定による認定を受けた者(以下「既認定者等」という。のうちの、この法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」という。)(第四條に規定する児童扶養手当(以下「手当」という。の)支給要件に該当しない者であつて引き続き旧法第四條に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、新法による手当を支給する。

第三条 新法第四條第五項の規定は、この法律の施行後に父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。を)解消したことにより同条第一項第一号に該当するに至つた児童についての手当に關して適用する。

(手当額に関する経過措置)
第四条 新法第五條の規定は、昭和五十九年十一月以降の月分の手当について適用し、同年十月以前の月分の額については、なお従前の例による。

(認定の請求に関する経過措置)
第五条 新法第六條第二項の規定は、この法律の施行後に手当の支給要件に該当するに至つた者の当該手当の認定の請求について適用する。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第六條の規定による認定の請求をしていない者に対しては、なお従前の例により認定するものとする。

(支給期間に関する経過措置)

第七条 既認定者等に対する手当の支給については、新法第七條第一項中「支給開始月」手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至つた場合においては、初めて受けた認定に係る支給開始月とする。の初日」とあるのは、「昭和五十九年十一月一日」とする。

(支給制限に関する経過措置)

第八条 昭和五十九年八月から同年十月までの月

分の手当の支給の制限については、旧法第九條から第十一條まで及び第十二條第一項中「翌年の七月」とあるのは、「十月」とする。

2 昭和五十九年十一月から昭和六十年七月までの月分の手当の支給の制限については、新法第九條から第十一條までの規定中「八月」とあるのは「十一月」と、新法第十二條第一項中「その損害を受けた月」とあるのは「その損害を受けた月(十一月以降の月に限る。とする。とする。

第九條 既認定者等に係る昭和五十九年十一月から昭和六十年十月までの月分の手当の支給の制限については、新法第九條中「前年」とあるのは「前年(昭和六十年一月から同年七月までの月分の手当については、前々年)」と、「政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは」とあるのは「政令で定める額以上であるときは、昭和五十九年十一月から昭和六十年十月までは」と、新法第十二條第二項第一号中「第九條」とあるのは「児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)附則第九條において読み替えられた第九條」とする。

(費用負担に関する経過措置)
第十条 既認定者等に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(手当の支給事務に関する経過措置)
第十一条 既認定者等に係る手当の支給に関する事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

2 前項の規定による昭和五十九年十一月以前の月分の手当の支払に関する事務については、旧法第三十二條の規定は、なおその効力を有する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

七九八

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第十三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第六項中「第四条第三項第三号ただし書」を「第四条第四項第二号ただし書」に改める。

第六十条第六項中「第四条第二項第二号ただし書」を「第四条第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六 児童扶養手当に要する経費
第十条の四第七号中「児童扶養手当」を削る。
第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

(児童扶養手当に要する経費に係る特例)
第三十六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第十条に規定する費用については、第十条の規定にかかわらず、国が、その全額を負担する。

第三十七条 削除
(国家公務員災害補償法の一部改正)
第十五条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四条第三項第三号ただし書」を「第四条第四項第二号ただし書」に改める。
附則第十五項中「第四条第二項第二号ただし書」を「第四条第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)
第十六条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。
(支給期間及び支払期月)
第五条の二 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 支給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項本文の規定により十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとする。

第十六条中「第七条」を削り、「又は低下し」との下に、「同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」とを加える。

第二十六条中「第五条第二項」の下に、「第五条の二」を加え、「第七条」を削る。
(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第十七条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條中「第三條第二項第十六号」を「第三條第三項第十五号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條中「第三條第二項第十七号」を「第三條第三項第十六号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)
第十九条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三條第二項第十七号の二」を「第三條第三項第十七号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

提出する理由である。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百一回国会閣法第四一)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、近年における離婚の急増等母子家庭をめぐり、状況の変化にかんがみ、所得に応じた段階的な手当額制、支給期間の有期化及び離婚の場合の父の所得制限等を導入することにより、児童扶養手当制度を、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 児童扶養手当法は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とするものとする。

2 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)によらないで懐胎した児童については支給しないこととする。

3 父母が婚姻を解消した児童についての手当は、当該児童の父の所得が、政令で定める額以上であるときは、特別の事情がある場合を除き、支給しないものとする。

4 手当額を、児童一人の場合月額三万二千七百円から三万三千円に引き上げること。

5 手当は、十八歳未満の児童を対象に原則として七年間を限度として支給するものとする。

こと。ただし、児童が義務教育終了前である場合には、当該児童が義務教育を終了するまで支給できるものとする。

6 手当は、支給資格者の前年の所得が政令で定める額以上であるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない

理由
近年における離婚の急増等母子家庭をめぐり、状況の変化にかんがみ、所得に応じた段階的な手当額制、支給期間の有期化及び離婚の場合の父の所得制限等を導入することにより、児童扶養手当制度を、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度とする必要がある。これが、この法律案を

ものとする。

7 手当の支給に要する費用は、その十分の八に相当する額を国が負担し、その十分の二に相当する額を都道府県が負担するものとする。

8 この法律は、昭和五十九年十一月一日から施行すること。

9 その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の修正議決理由

近年の母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、児童扶養手当制度を、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改めることは、時宜に適合するものと認め、なお、手当の支給対象となる児童の範囲、施行期日等につき修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に伴って要する児童扶養手当制度に係る昭和六十年年度一般会計予算(厚生省所管)の支出については、約三十四億四千万円の支出減の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、一般会計予算(厚生省所管)において約一億二千二百万円の支出増の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して増岡厚生大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

昭和六十年四月十八日

社会労働委員長 戸井田三郎

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十年四月十九日 衆議院会議録第二十二号

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

2 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

第三条第一項中「別表第一に」を「政令で」に改める。

第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「義務教育終了前の児童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校(盲学校、聾学校又は養護学校の中学部を含む。)に在学する児童を含むものとする。

第四条第一項中「国」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「別表第二に」を「政令で」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 父が引き続き一年以上遺棄している児童

第四条第一項に次の一号を加える。

六 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

第四条第三項中「第一項を」第一項及び第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項第六号及び第七号中「別表第二に」を「第一項第三号に規定する政令

で」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

12 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、父及び母が共にない児童(父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童を含む。)の養育者に対し、手当を支給する。

第四条に次の二項を加える。

15⁴ 第一項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する児童(同時に同項第二号から第六号までのいずれかに該当する児童を除く。)については、手当は、父母が婚姻を解消した日の属する年の前年(当該手当に係る第六条の認定の請求が当該婚姻を解消した日の属する年の一月一日から五月三十一日までの間に行われた場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。)における当該児童の父の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族(当該児童を除く。)及び当該父の同法に規定する扶養親族でない児童で当該父母が婚姻を解消した日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じ、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、父が日本国内に住所を有しないこと、父の所在が長期間明らかでないことその他の特別の事情により母又は養育者が父に当該児童についての扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、この限りでない。

16⁵ 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第五条中「三万二千七百円」を「三万三千元」に、

「三万七千七百円」を「三万八千元」に改める。

第六条第二項中「前項を」第一項に、「同項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して五年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七条第一項中「翌月」の下に「(以下この項において「支給開始月」という。を、消滅した日」の下に「又は支給開始月(手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合においては、初めて受けた認定に係る支給開始月とする。の)初日から起算して七年(手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合においては、その該当しなくなった日からその再び該当するに至った日までの期間を加算するものとする。を、経過した日の前日(その経過した日の前日においては、義務教育終了前の児童がいる場合においては、義務教育終了前の児童がいなくなった日の前日)のうちいずれか早い日」を加え、同条第四項を削る。

第九条中「受給資格者」の下に「(第四条第二項第二号又は第四号に該当し、かつ、母がいない児童その他政令で定め

る児童。以下この条において「受給資格者」という。を加え、(昭和四十年法律第三十三号)を削り、「七月までは」の下に「政令の定めるところにより、その全部又は一部」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 手当は、受給資格者(前条第二項に該当する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十二条第一項中「前年」を「前々年」に、「前三条」を「第九条から前条まで」に改め、同条第二項中「受けた者は」の下に「政令で定めるところに

七九九

児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

より」を加え、「金額を国に」を「金額の全部又は一部を都道府県に」に改め、同項第一号中「当該被災者の当該損害」を「当該被災者(第四條第二項に該当する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第九條に規定する

二 当該被災者(第四條第二項に該当する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九條の二に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当

第十三條中「第九條を」第四條第六項の規定は、第九條に、「は、政令で定める」を「について準用する」に改める。

第十八條第三項中「第三十四條を」第三十三條に改める。

第二十一條中「行なう」を「行う」に改め、同條を第二十一條の二とし、第四章中同條の前に次の一條を加える。

(費用の負担)

第二十一條 手当の支給に要する費用は、その十分の八に相当する額を国が負担し、その十分の二に相当する額を都道府県が負担する。

第二十三條第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十九條第一項中「厚生大臣又は」を削り、「当該児童」の下に、「第四條第一項第一号に該当する児童の父」を加え、同條第二項中「厚生大臣又は」を削り、「別表第一若しくは別表第二に」を「第三條第一項若しくは第四條第一項第三号に規定する政令で」に改める。

第三十條中「当該児童又は」を「当該児童、第四條第一項第一号に該当する児童の父若しくは」に

改め、○第三十二條中「相当する金額の下に」の全部又は一部を加え、○第三十二條を削り、第三十三條を第三十二條とし、第三十四條を第三十三條とし、同條の次に次の一條を加える。

(経過措置)

第三十四條 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第三十五條中「五万円」を「三十万円」に改める。
第三十六條中「一万円」を「十万円」に改める。
別表第一及び別表第二を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十九年十一月一日から施行する。ただし、附則第八條第一項の規定は同年八月一日から、第七條第四項を削る改正規定は昭和六十年十一月一日から施行する。

第二十九條第一項の改正規定(当該児童の下に「第四條第一項第一号に該当する児童の父」を加える部分に限る。及び第三十條の改正規定並びに次条の規定は、政令で定める日から施行する。

政府は、前項ただし書に規定する政令を定めるに当たっては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならない。

(支給要件に関する経過措置)

第一條 この法律の施行の際この法律による改正前の児童扶養手当法(以下「旧法」という。)第六條の規定による認定を受けている者又は附則第六條の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第六條の規定による認定を受けた者(以下「既認定者等」という。)のうち、この法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」という。)第四條に規定する児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当しない者であつて引き続き旧法第四條に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、新法による手当を支給する。

て引き続き旧法第四條に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、新法による手当を支給する。

(支給要件に関する経過措置)

第三條 この法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」という。)第四條第五項の規定は、この法律の施行後、前条第四項

に規定する政令で定める日以後施行後に父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を解消したことにより同条第一項第一号に該当するに至つた児童についての「手当」に適用する。

(手当額に関する経過措置)

第四條 新法第五條の規定は、昭和五十九年十一月以降の月分の手当について適用し、同年七月以前の月分の額については、なお従前の例による。

(認定の請求に関する経過措置)

第五條 新法第六條第二項の規定は、この法律の施行後に手当の支給要件に該当するに至つた者の当該手当の認定の請求について適用する。

第六條 この法律の施行の際現に旧法第六條の規定による認定の請求をしている者に対しては、なお従前の例により認定するものとする。

(支給期間に関する経過措置)

第七條 既認定者等に対する手当の支給については、新法第七條第一項中「支給開始月(手当の支給を受ける者は同条の規定による認定の請求をしている者であつて新法第六條の規定による認定を受けた者(以下「既認定者等」という。))の場合においては、初めて受けた認定に係る支給開始月とする。」の初日」とある

のは、「昭和五十九年十一月一日」とする。
の「七年(児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行後に)とする。

(支給制限に関する経過措置)

第八條 昭和五十九年八月から同年十月までの月分の手当の支給の制限については、旧法第九條から第十一條まで及び第十二條第一項中「翌年の七月」とあるのは、「十月」とする。

昭和五十九年十一月から昭和六十年七月までの月分の手当の支給の制限については、新法第九條から第十一條までの規定中「八月」とあるのは「十一月」と、新法第十二條第一項中「その損害を受けた月」とあるのは「その損害を受けた月(十一月以降の月に限る。)」とする。

第九條 既認定者等に係る昭和五十九年十一月から昭和六十年十月までの月分の手当の支給の制限については、新法第九條中「前年」とあるのは「前年(昭和六十年一月から同年七月までの月分の手当については、前々年)」と、「政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは」とあるのは「政令で定める額以上であるときは、昭和五十九年十一月から昭和六十年十月までは」と、新法第十二條第二項第一号中「第九條」とあるのは「児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第九條において読み替へられた第九條」とする。

(費用負担に関する経過措置)

第十條 既認定者等に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(手当の支給事務に関する経過措置)

第十一條 既認定者等に係る手当の支給に関する事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

2 前項の規定による昭和五十九年十一月以前の月分の手当の支払に関する事務については、旧法第三十二条の規定は、なおその効力を有する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第六項中「第四項第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

第六十条第六項中「第四項第二号ただし書」を「第四項第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の五の次に次の一号を加える。
八の六 児童扶養手当に要する経費
第十条の四第七号中「児童扶養手当」を削る。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

(児童扶養手当に要する経費に係る特例)

第三十六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第十

条に規定する費用については、第十条の規定にかかわらず、国が、その全額を負担する。

第三十七条 削除

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十五条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年

法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四項第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第四項第二号ただし書」を「第四項第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第十六条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。
(支給期間及び支払期月)

第五条の二 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 支給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項本文の規定により十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず

ず、その前月に支払うものとする。

第十六条中「第七条」を削り、「又は低下し」との下に「同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」とを〇加える。」とを〇加える。

第二十六条中「第五条第二項」の下に「第五条の二」を加え、「第七条」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条中「第三条第二項第十六号」を「第三条第三項第十五号」に、「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第二号」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条中「第三条第二項第十七号」を「第三条第三項第十六号」に、「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第二号」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十九条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第四項中「第四条第三項第三号ただし書」を「第四条第四項第二号ただし書」に改める。

附則第六条第四項中「第四条第二項第二号ただし書」を「第四条第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条第二項第十七号の二」を「第三条第三項第十七号」に、「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第二号」に改める。

郵便法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十年二月十二日 内閣総理大臣 中曾根康弘

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 長さ 六十センチメートル
長さ 九十センチメートル
長さ、幅及び厚さの合計

第三十二条第三項中「又、郵便物の料金及び特殊取扱の料金は、省令の定めるところにより、一箇月内に差し出す郵便物の料金及び特殊取扱の料金の概算額の二倍以上の額に相当する現金又は有価証券(郵政大臣の指定するものに限り)を担保として」を「また、省令の定めるところにより、担保を提供して」に改め、同条第五項中「法人で省令で定めるもの」を「法人(郵政大臣の指定するものに限り)」、「第三項」を「前項」に改め、同条

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

第四項を削る。

第三十二條の二第三項中「第一項の承認に係る数量のものの全部が同項の通常郵便物として差し出されるものとしたときの料金及び手数料の概算額に相当する現金又は有価証券（前条第三項の郵政大臣の指定するものに限る。）を担保として」を「担保を提供して、」に改め、同条第四項中「前条第五項を前条第四項に改める。

第四十三條の見出し中「取戻し」を「取戻し」に改め、同条第一項中「あて名の変更又は取戻しを差出郵便局に」を「省令の定めるところにより、あて名の変更又は取戻しを」に改め、同条第二項中「取り戻し料」を「取戻し料」に改める。

第四十四條第二項、第五十二條第一項後段及び第五十三條第一項を削る。

第五十七條の見出しを「（特殊取扱等及びその料金）に改め、同条第三項中「特殊取扱」を「第一項の特殊取扱及び前項の取扱」に、「うえ」を「上」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、郵便の利用に密接に関連する役務でその利用上の便益を高めるものを提供する取扱いをすることができる。

附則

1 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

理由

郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、通常郵便物の大きさの制限の緩和、料金後納制度の改善、転送料及び還付料の廃止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書 郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、通常郵便物の大きさの制限の緩和、料金後納制度の改善、転送料及び還付料の廃止等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 通常郵便物の大きさの制限緩和

通常郵便物の大きさの最大限は、長さ六十センチメートル、長さ、幅及び厚さの合計九十センチメートルまでとすること。

2 料金後納の担保の省令委任

郵便に関する料金を後納する場合における担保は、省令の定めるところにより提供することとすること。

3 転送料及び還付料の廃止

転送料及び還付料は、これを廃止することとする。

4 その他の改正

(一) あて名変更及び取戻しを請求できる郵便局の拡大
あて名変更及び取戻しは、郵便物を差し出した郵便局に限定しないで、省令の定めるところにより、これを請求することができるとすること。

(二) 速達郵便物の還付の際の取扱
速達郵便物を還付するときは、速達の取扱いでこれを行うこととすること。

(三) その他郵便の利用上の便益を高めるため所要の規定の整備を行うこととすること。

5 この法律は、昭和六十年七月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議

決した次第である。
右報告する。

昭和六十年四月十八日

通信委員長 渡辺 紘三

衆議院議長 坂田 道太殿

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十年二月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律

第一条の見出しを「（お年玉等付郵便葉書の発行）に改め、同条第一項中「くじびきによりお年玉として」を「年始その他特別の時期の通信に併せて、くじびきによりお年玉等として」に、「くじびき番号つき」を「くじびき番号付き」に、「お年玉つき郵便葉書」を「お年玉等付郵便葉書」に改め、同条第二項中「五万円」を「お年玉等付郵便葉書の料額印面に表された金額の五千倍に相当する額」に、「お年玉つき郵便葉書」を「お年玉等付郵便葉書」に改める。

第二条中「お年玉つき郵便葉書」を「お年玉等付郵便葉書」に、「売さばき期間」を「売りさばき期間」に、「くじびき」を「くじびき」に、「当せん」を「当せん」に改める。

第三条の見出しを「（お年玉等の交付等）」に改

め、同条第一項中「お年玉つき郵便葉書」を「お年玉等付郵便葉書」に改める。

第五条の見出しを「（寄附金付郵便葉書等の発行）に改め、同条第一項中「お年玉つき郵便葉書」を「お年玉等付郵便葉書」に、「寄附金つき郵便葉書」を「寄附金付郵便葉書」に改め、同条第三項中「寄附金つき郵便葉書等」を「寄附金付郵便葉書等」に、「寄附金つきのお年玉つき郵便葉書」を「寄附金付のお年玉等付郵便葉書」に、「当該お年玉つき郵便葉書」を「当該お年玉等付郵便葉書」に、「売さばき期間」を「売りさばき期間」に、「附加される」を「付加される」に改め、同条第四項中「寄附金つき郵便葉書等」を「寄附金付郵便葉書等」に改める。

第六条中「郵便切手類売さばき所」を「郵便切手類売りさばき所」に、「寄附金つき郵便葉書等」を「寄附金付郵便葉書等」に改める。

第七条第二項及び第五項中「寄附金つき郵便葉書等」を「寄附金付郵便葉書等」に改める。

第八条中「寄附金つきのお年玉つき郵便葉書」を「寄附金付のお年玉等付郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付として発行されるものに限る。）」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(簡易郵便局法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」を「お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」に改める。

一 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百一十三号）第十条

二 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律（昭和四十七年法律第七号）第二条

和四十七年法律第七号）第二条

三 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)第三条

理由

最近における郵便利用の動向にかんがみ、個人間の郵便の利用の促進を図るため、お年玉付郵便葉書のほかにもくじ引により金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書を発行できるとするほか、その金品の単価の限度額の定め方を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、最近における郵便利用の動向にかんがみ、個人間の郵便の利用の促進を図るため、お年玉付郵便葉書のほかにもくじ引により金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書を発行できるとすることとするほか、その金品の単価の限度額の定め方を改めようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 題名の改正

「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」を「お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」に改めることとする。

2 くじ引番号付きの郵便葉書の範囲の拡大

くじ引により金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書は、お年玉付郵便葉書以外の郵便葉書でも発行できるとすること。

3 金品の単価の上限の改定

金品の単価の上限を五万円からお年玉等付郵便葉書の料額印面に表された金額の五千倍に相当する額に改定することとする。

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
5 この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本法案は、最近における郵便利用の動向にかんがみ、個人間の郵便の利用の促進を図るため、妥当なものとして認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和六十年四月十八日

通信委員長 渡辺 敏三

衆議院議長 坂田 道太殿

恩給法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十年二月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百五十六万円」を「百六十一万円」に改める。
第六十五条第二項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

第七十五条第二項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に改める。
別表第二号表中「四、〇六八、〇〇〇円」を「四、二四〇、〇〇〇円」に、「三、三八五、〇〇〇円」を「三、五三三、〇〇〇円」に、「二、七八四、〇〇〇円」を「二、九一二、〇〇〇円」に、「二、二〇〇、〇〇〇円」を「二、三〇二、〇〇〇円」に改める。

〇円に、「一、七七六、〇〇〇円」を「一、八六三、〇〇〇円」に、「一、四三五、〇〇〇円」を「一、五〇五、〇〇〇円」に改める。
別表第三号表中四三二七、〇〇〇円を四、五二〇、〇〇〇円に、「三、五九〇、〇〇〇円」を「三、七四二、〇〇〇円」に、「三、〇八〇、〇〇〇円」を「三、二二〇、〇〇〇円」に、「二、五三〇、〇〇〇円」を「二、六三七、〇〇〇円」に、「二、〇二九、〇〇〇円」を「二、一五〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、八六一、九〇〇円」を「三、九八六、七〇〇円」に、「三、五六六、八〇〇円」を「三、六八二、五〇〇円」に、「三、四一八、一〇〇円」を「三、五二九、二〇〇円」に、「三、三〇〇、一〇〇円」を「三、四〇七、五〇〇円」に、「二、三二六、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、二二八、一〇〇円」を「二、二九二、〇〇〇円」に、「一、九九九、三〇〇円」を「二、〇六六、四〇〇円」に、「一、六八八、三〇〇円」に、「一、五七〇、二〇〇円」を「一、六二四、〇〇〇円」に、「一、四六七、六〇〇円」を「一、五一八、二〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」を「一、四七六、二〇〇円」に、「一、三八五、〇〇〇円」を「一、四三三、〇〇〇円」に、「一、二二九、一〇〇円」を「一、二六二、八〇〇円」に、「一、〇八一、四〇〇円」を「一、一一九、二〇〇円」に、「一、〇四三、五〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「一、〇二六、七〇〇円」を「一、〇五二、三〇〇円」に、「九九三、〇〇〇円」を「一、〇二七、八〇〇円」に、「九六九、六〇〇円」を「一、〇〇三、五〇〇円」に、「九三二、八〇〇円」を「九六四、四〇〇円」に改める。

〇〇〇円に改める。
別表第五号表中「三、八六一、九〇〇円」を「三、九八六、七〇〇円」に、「三、五六六、八〇〇円」を「三、六八二、五〇〇円」に、「三、四一八、一〇〇円」を「三、五二九、二〇〇円」に、「三、三〇〇、一〇〇円」を「三、四〇七、五〇〇円」に、「二、三二六、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、二二八、一〇〇円」を「二、二九二、〇〇〇円」に、「一、九九九、三〇〇円」を「二、〇六六、四〇〇円」に、「一、六八八、三〇〇円」を「一、五七〇、二〇〇円」に、「一、四六七、六〇〇円」を「一、五一八、二〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」を「一、四七六、二〇〇円」に、「一、三八五、〇〇〇円」を「一、四三三、〇〇〇円」に、「一、二二九、一〇〇円」を「一、二六二、八〇〇円」に、「一、〇八一、四〇〇円」を「一、一一九、二〇〇円」に、「一、〇四三、五〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「一、〇二六、七〇〇円」を「一、〇五二、三〇〇円」に、「九九三、〇〇〇円」を「一、〇二七、八〇〇円」に、「九六九、六〇〇円」を「一、〇〇三、五〇〇円」に、「九三二、八〇〇円」を「九六四、四〇〇円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	俸 給 年 額
大將		五、七八六、〇〇〇円
中將		五、一三九、二〇〇円

〇〇〇円に改める。
別表第五号表中「三、八六一、九〇〇円」を「三、九八六、七〇〇円」に、「三、五六六、八〇〇円」を「三、六八二、五〇〇円」に、「三、四一八、一〇〇円」を「三、五二九、二〇〇円」に、「三、三〇〇、一〇〇円」を「三、四〇七、五〇〇円」に、「二、三二六、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、二二八、一〇〇円」を「二、二九二、〇〇〇円」に、「一、九九九、三〇〇円」を「二、〇六六、四〇〇円」に、「一、六八八、三〇〇円」を「一、五七〇、二〇〇円」に、「一、四六七、六〇〇円」を「一、五一八、二〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」を「一、四七六、二〇〇円」に、「一、三八五、〇〇〇円」を「一、四三三、〇〇〇円」に、「一、二二九、一〇〇円」を「一、二六二、八〇〇円」に、「一、〇八一、四〇〇円」を「一、一一九、二〇〇円」に、「一、〇四三、五〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「一、〇二六、七〇〇円」を「一、〇五二、三〇〇円」に、「九九三、〇〇〇円」を「一、〇二七、八〇〇円」に、「九六九、六〇〇円」を「一、〇〇三、五〇〇円」に、「九三二、八〇〇円」を「九六四、四〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の三中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に改める。
附則第二十七條ただし書中「百二十七万四千円」を「百三十四万四千円」に、「九十九万四千円」を「百四万五千円」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

少将	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	准士官	曹長又は上等兵曹	軍曹又は一等兵曹	伍長又は二等兵曹	兵	備考
四、〇八二、二〇〇円	三、五二九、二〇〇円	三、三七六、九〇〇円	二、六三八、五〇〇円	二、二三三、八〇〇円	一、七七三、七〇〇円	一、五一八、二〇〇円	一、三九九、五〇〇円	一、一五三、三〇〇円	一、〇八〇、〇〇〇円	一、〇五二、三〇〇円	九六四、四〇〇円	各階級は、これに相当するものを含むものとする。
附則別表第四中「一、三〇八、〇〇〇円」を「一、三七四、〇〇〇円」に改める。	附則別表第五中「一、九二、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「九五四、〇〇〇円」を「一、〇〇二、〇〇〇円」に、「七六八、〇〇〇円」を「八〇五、〇〇〇円」に、「六七八、〇〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に改める。	附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。	附則別表第六(附則第十三条関係)									
仮定俸給年額	金	額										
五、七八六、〇〇〇円	五、六四〇、一〇〇円											
五、一三九、二〇〇円	五、〇四六、三〇〇円											
四、〇八二、二〇〇円	三、九八六、七〇〇円											
三、五二九、二〇〇円	三、四〇七、五〇〇円											
三、三七六、九〇〇円	三、二二〇、五〇〇円											
二、六三八、五〇〇円	二、五四五、四〇〇円											
二、二三三、八〇〇円	二、〇六六、四〇〇円											
一、七七三、七〇〇円	一、六二四、〇〇〇円											

仮定俸給年額	金	額											
一、五一八、二〇〇円	一、四三三、〇〇〇円												
一、三九九、五〇〇円	一、二六一、八〇〇円												
一、一五三、三〇〇円	一、〇五二、三〇〇円												
一、〇八〇、〇〇〇円	一、〇〇三、五〇〇円												
一、〇五二、三〇〇円	九六四、四〇〇円												
九六四、四〇〇円	八四九、六〇〇円												
附則別表第六の二(附則第十三条関係)	仮定俸給年額	金	額										
五、七八六、〇〇〇円	六、二四〇、七〇〇円												
五、一三九、二〇〇円	五、五三六、九〇〇円												
四、〇八二、二〇〇円	四、六七九、二〇〇円												
三、五二九、二〇〇円	四、〇八二、二〇〇円												
三、三七六、九〇〇円	三、八三五、一〇〇円												
二、六三八、五〇〇円	三、〇六〇、六〇〇円												
二、二三三、八〇〇円	二、五四五、四〇〇円												
一、七七三、七〇〇円	二、〇二七、八〇〇円												
一、五一八、二〇〇円	一、七七三、七〇〇円												
一、三九九、五〇〇円	一、六〇一、七〇〇円												
一、一五三、三〇〇円	一、三〇四、〇〇〇円												
一、〇八〇、〇〇〇円	一、二三三、二〇〇円												
一、〇五二、三〇〇円	一、一八四、七〇〇円												
九六四、四〇〇円	一、〇八〇、〇〇〇円												
附則別表第七(附則第十三条関係)	仮定俸給年額	金	額										
二、二三三、八〇〇円	二、四〇三、五〇〇円												
一、七七三、七〇〇円	一、九一六、四〇〇円												

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、五一八、二〇〇円	一、六八八、三〇〇円
一、三九九、五〇〇円	一、五一八、二〇〇円
二、二二三、八〇〇円	二、七七〇、四〇〇円
一、七七三、七〇〇円	二、一七八、六〇〇円
一、五一八、二〇〇円	一、九六二、四〇〇円
一、三九九、五〇〇円	一、七七三、七〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「九十九万円」を「百四十五万円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十九年三月分を「昭和六十年四月分」に改め、同項の表中「八〇六、八〇〇円」を「八三五、〇〇〇円」に、「六〇五、一〇〇円」を「六二六、三〇〇円」に、「四八四、一〇〇円」を「五〇一、〇〇〇円」に、「四〇三、四〇〇円」を「四一七、五〇〇円」に、「五三三、五〇〇円」を「五六五、九〇〇円」に、「四〇〇、一〇〇円」を「四二四、四〇〇円」に、「三二〇、一〇〇円」を「三三九、五〇〇円」に、「二六六、八〇〇円」を「二八三、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十九年二月二十九日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

正する。
附則第十三条第二項の表中「三、〇九九、六〇〇円」を「三、二二三、一〇〇円」に、「二、五八二、五〇〇円」を「二、六九五、九〇〇円」に、「二、二九六、六〇〇円」を「二、三二八、一〇〇円」に、「一、六八七、〇〇〇円」を「一、七六六、〇〇〇円」に、「一、三六八、四〇〇円」を「一、四三六、三〇〇円」に、「一、一〇八、九〇〇円」を「一、一六三、七〇〇円」に、「一、〇〇六、八〇〇円」を「一、〇五八、〇〇〇円」に、「九一八、九〇〇円」を「九六三、一〇〇円」に、「七三六、五〇〇円」を「七七四、三〇〇円」に、「五九六、六〇〇円」を「六二五、五〇〇円」に、「五二四、〇〇〇円」を「五五〇、三〇〇円」に改め、同条第三項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十五条第二項中「二十六万六千八百円」を「二十八万三千円」に、「二十万百円」を「二十一万二千三百円」に改め、同条第四項中「四万八千円」を「五万千円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中恩給法第五十八条ノ四第一項の改正規定及び附則第十五条第一項の規定 昭和六十年七月一日

二 第六条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十五条第四項の改正規定 昭和六十年八月一日

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十二条第一項において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、三四四、〇〇〇円」とあるのは「一、三三九、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「一、〇四五、〇〇〇円」とあるのは「一、〇二五、〇〇〇円」とする。

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)(傷病恩給に関する経過措置)
次項において同じ。)については、昭和六十年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)附則別表第二」とする。

第四条 昭和六十年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和六十年四月一日から同年七月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改正後の恩給法第六十五条ノ二第一項の規定の適用については、同項中別表第三号表とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)附則別表第三」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和六十年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五十五号附則別表第四号表の規定の適用については、同表中「一、三七四、〇〇〇円」とあるのは、「一、三五四、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和六十年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

は、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第号）附則別表第四」とする。

第七條 特例傷病恩給については、昭和六十年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十一号）以下、法律第八十一号という。）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第号）附則別表第五」とする。

第八條 妻に係る年額の加給をされた増加恩給傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和六十年四月分以降、その加給の年額を、十五万八千四百円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和六十年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項（改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第九條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和六十年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十條 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則第八條第一項の規定の適用については、同項の表中「五六五、九〇〇円」とあるのは「五

五二、二〇〇円」と、「四二四、四〇〇円」とあるのは「四一四、二〇〇円」と、「三三九、五〇〇円」とあるのは「三三二、三〇〇円」と、「二八三、〇〇〇円」とあるのは「二七六、一〇〇円」とする。

第十一條 傷病者遺族特別年金については、昭和六十年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定の適用については、同条第二項中「二十八万三千円」とあるのは「二十七万六千円」と、「二十一万二千三百円」とあるのは「二十万七千円」とする。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十二條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第一條の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助

料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、「百四万五千円」とあるのは「百二万五千円」とする。

（職権改定）

第十三條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十四條 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

附則別表第一（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
八二〇、九〇〇円	八四九、六〇〇円
八五七、三〇〇円	八八七、三〇〇円
八九四、八〇〇円	九二六、一〇〇円
九三一、八〇〇円	九六四、四〇〇円
九六九、六〇〇円	一、〇〇三、五〇〇円
九九三、〇〇〇円	一、〇二七、八〇〇円
一、〇一六、七〇〇円	一、〇五二、三〇〇円
一、〇四三、五〇〇円	一、〇八〇、〇〇〇円
一、〇八一、四〇〇円	一、一一九、二〇〇円
一、一一四、三〇〇円	一、一五三、三〇〇円
一、一四四、六〇〇円	一、一八四、七〇〇円

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一、一八一、八〇〇円	一、二二三、二〇〇円
一、二一九、一〇〇円	一、二六一、八〇〇円
一、二五九、九〇〇円	一、三〇四、〇〇〇円
一、三〇一、〇〇〇円	一、三四六、四〇〇円
一、三五二、五〇〇円	一、三九九、五〇〇円
一、三八五、〇〇〇円	一、四三三、〇〇〇円
一、四二六、九〇〇円	一、四七六、二〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、五一八、二〇〇円
一、五四八、六〇〇円	一、六〇一、七〇〇円
一、五七〇、二〇〇円	一、六二四、〇〇〇円
一、六三二、六〇〇円	一、六八八、三〇〇円
一、七一五、四〇〇円	一、七七三、七〇〇円
一、八〇七、〇〇〇円	一、八六八、一〇〇円
一、八五三、八〇〇円	一、九一六、四〇〇円
一、八九八、四〇〇円	一、九六二、四〇〇円
一、九六一、九〇〇円	二、〇二七、八〇〇円
一、九九九、三〇〇円	二、〇六六、四〇〇円
二、一〇八、一〇〇円	二、一七八、六〇〇円
二、一六一、七〇〇円	二、二二三、八〇〇円
二、二一八、一〇〇円	二、二九二、〇〇〇円
二、三二六、三〇〇円	二、四〇三、五〇〇円
二、四三三、六〇〇円	二、五一六、二〇〇円
二、四六三、九〇〇円	二、五四五、四〇〇円
二、五五四、二〇〇円	二、六三八、五〇〇円
二、六八二、二〇〇円	二、七七〇、四〇〇円
二、八〇八、八〇〇円	二、九〇一、〇〇〇円

二、八八七、三〇〇円	二、九八一、九〇〇円
二、九六三、六〇〇円	三、〇六〇、六〇〇円
三、一一八、七〇〇円	三、二二〇、五〇〇円
三、二七〇、四〇〇円	三、三七六、九〇〇円
三、三〇〇、一〇〇円	三、四〇七、五〇〇円
三、四一八、一〇〇円	三、五二九、二〇〇円
三、五六六、八〇〇円	三、六八一、五〇〇円
三、七一四、八〇〇円	三、八三五、一〇〇円
三、八六一、九〇〇円	三、九八六、七〇〇円
三、九五四、五〇〇円	四、〇八一、二〇〇円
四、〇五三、四〇〇円	四、一八四、二〇〇円
四、二四三、九〇〇円	四、三八〇、六〇〇円
四、四三六、五〇〇円	四、五七九、一〇〇円
四、五三三、六〇〇円	四、六七九、二〇〇円
四、六二五、五〇〇円	四、七七四、〇〇〇円
四、八〇八、一〇〇円	四、九六二、三〇〇円
四、八八九、六〇〇円	五、〇四六、三〇〇円
四、九七九、七〇〇円	五、一三九、二〇〇円
五、一三九、一〇〇円	五、三〇三、五〇〇円
五、三〇六、七〇〇円	五、四七三、五〇〇円
五、三三九、三〇〇円	五、五〇六、一〇〇円
五、三七〇、一〇〇円	五、五三六、九〇〇円
五、四〇一、〇〇〇円	五、五六七、八〇〇円
五、四七三、三〇〇円	五、六四〇、一〇〇円
五、六一九、二〇〇円	五、七八六、〇〇〇円
五、七六五、三〇〇円	五、九三三、一〇〇円

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八〇八

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八二〇、九〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、九一一、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・六六、八〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二（附則第三条関係）

重度障害の程度	年	額
特別項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	
第一項症		四、二一〇、〇〇〇円
第二項症		三、五〇三、〇〇〇円
第三項症		二、八八一、〇〇〇円
第四項症		二、二七七、〇〇〇円
第五項症		一、八三八、〇〇〇円
第六項症		一、四八五、〇〇〇円

附則別表第三（附則第四条関係）

障害の程度	金	額
第一項症		四、四七八、〇〇〇円
第二項症		三、七二六、〇〇〇円
第三項症		三、一八八、〇〇〇円
第四項症		二、六一九、〇〇〇円
第五項症		二、一〇〇、〇〇〇円

附則別表第四（附則第六条関係）

障害の程度	年	額
第一項症		一、二三四、〇〇〇円
第二項症		九八七、〇〇〇円

附則別表第五（附則第七条関係）

重度障害又は障害の程度	年	額
特別項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	
第一項症		三、二〇八、一〇〇円
第二項症		二、六七一、九〇〇円
第三項症		二、二〇四、一〇〇円
第四項症		一、七四六、〇〇〇円
第五項症		一、四一六、三〇〇円
第六項症		一、一四七、七〇〇円
第一項症		一、〇四二、〇〇〇円
第二項症		九五一、一〇〇円
第三項症		七六二、三〇〇円
第四項症		六一七、五〇〇円
第五項症		五四二、三〇〇円

理由

最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、戦没者の遺族及び戦傷病者等に対する処遇の改善を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 恩給年額の増額

(一) 仮定俸給の引上げ

昭和五十九年度における国家公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算基礎となる仮定俸給年額を、昭和六十年四月分以降、三十一号俸以下のものにあつては三・五％、三十二号俸以上のものにあつては三・一％プラス五千円引き上げること。ただし、その引上額は十六万六千八百円を限度とすること。

(二) 普通恩給等の最低保障額の増額
普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

(1) 普通恩給の最低保障額

区 分	実在職年数	現行年額	昭和六十年四月改定年額
六十五歳以上の者	最短恩給年限以上 九年以上最短恩給年限未満	八〇六、八〇〇円	八三五、〇〇〇円
	六年以上九年末満	六〇五、一〇〇円	六二六、三〇〇円
	六年以上九年末満	四八四、一〇〇円	五〇一、〇〇〇円
	六年以上九年末満	四〇三、四〇〇円	四一七、五〇〇円
六十五歳未満の者 (傷病恩給受給者を除く)	最短恩給年限以上	六〇五、一〇〇円	六二六、三〇〇円
	九年以上	六〇五、一〇〇円	六二六、三〇〇円
六十五歳未満の傷病恩給受給者	六年以上九年末満	四八四、一〇〇円	五〇一、〇〇〇円
	六年以上九年末満	四〇三、四〇〇円	四一七、五〇〇円

(2) 普通扶助料の最低保障額

実在職年数	現行年額	昭和六十年四月改定年額	昭和六十年八月改定年額
最短恩給年限以上	五三三、五〇〇円	五五二、二〇〇円	五六五、九〇〇円
九年以上最短恩給年限未満	四〇〇、一〇〇円	四一四、二〇〇円	四二四、四〇〇円
六年以上九年末満	三三〇、一〇〇円	三三一、三〇〇円	三三九、五〇〇円
六年以上九年末満	二六六、八〇〇円	二七六、一〇〇円	二八三、〇〇〇円

(3) 公務関係扶助料の最低保障額の増額

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の遺族加算(年額九万六千円)を含めた最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現行年額	昭和六十年四月改定年額	昭和六十年八月改定年額
公務扶助料	一、三七〇、〇〇〇円	一、四一五、〇〇〇円	一、四四〇、〇〇〇円
増加非公死扶助料	一、〇八六、〇〇〇円	一、一二一、〇〇〇円	一、一四一、〇〇〇円

(4) 傷病恩給の増額

傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

(1) 増加恩給

区 分	現行年額	昭和六十年四月改定年額	昭和六十年八月改定年額
第一項症	四、〇六八、〇〇〇円	四、二一〇、〇〇〇円	四、二四〇、〇〇〇円
第二項症	三、三八五、〇〇〇円	三、五〇三、〇〇〇円	三、五三三、〇〇〇円
第三項症	二、七八四、〇〇〇円	二、八八一、〇〇〇円	二、九一〇、〇〇〇円
第四項症	二、二〇〇、〇〇〇円	二、二七七、〇〇〇円	二、三〇二、〇〇〇円
第五項症	一、七七六、〇〇〇円	一、八三八、〇〇〇円	一、八六三、〇〇〇円
第六項症	一、四三五、〇〇〇円	一、四八五、〇〇〇円	一、五〇五、〇〇〇円
第七項症	一、三〇八、〇〇〇円	一、三五四、〇〇〇円	一、三七四、〇〇〇円

(2) 傷病年金

区 分	現行年額	昭和六十年四月改定年額	昭和六十年八月改定年額
第一款症	一、一九二、〇〇〇円	一、二三四、〇〇〇円	一、二四九、〇〇〇円
第二款症	九五四、〇〇〇円	九八七、〇〇〇円	一、〇〇二、〇〇〇円
第三款症	七六八、〇〇〇円	七九五、〇〇〇円	八〇五、〇〇〇円
第四款症	六七八、〇〇〇円	七〇二、〇〇〇円	七二二、〇〇〇円

(3) 特例傷病恩給

区 分	現行年額	昭和六十年四月改定年額	昭和六十年八月改定年額
第一項症	三、〇九九、六〇〇円	三、二〇八、一〇〇円	三、二三二、一〇〇円
第二項症	二、五八一、五〇〇円	二、六七一、九〇〇円	二、六九五、九〇〇円
第三項症	二、二二九、六〇〇円	二、二〇四、一〇〇円	二、二二八、一〇〇円
第四項症	一、六八七、〇〇〇円	一、七四六、〇〇〇円	一、七六六、〇〇〇円
第五項症	一、三六八、四〇〇円	一、四一六、三〇〇円	一、四三六、三〇〇円
第六項症	一、一〇八、九〇〇円	一、一四七、七〇〇円	一、一六三、七〇〇円
第七項症	一、〇〇六、八〇〇円	一、〇四二、〇〇〇円	一、〇五八、〇〇〇円
第八項症	九一八、九〇〇円	九五一、一〇〇円	九六三、一〇〇円
第九項症	七三六、五〇〇円	七六二、三〇〇円	七七四、三〇〇円

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第四款 症	五九六、六〇〇円	六一七、五〇〇円	六二五、五〇〇円
第五款 症	五二四、〇〇〇円	五四二、三〇〇円	五五〇、三〇〇円

(四) 傷病者遺族特別年金の増額
傷病者遺族特別年金の増額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現 行 年 額	昭和六十年 四月改定年額	昭和六十年 八月改定年額
傷病年金又は第一 款以上の特別傷 病恩給受給者の遺 族	二六六、八〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 三二四、八〇〇円	二七六、一〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 三三四、一〇〇円	二八三、〇〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 三三四、〇〇〇円
第二款以下の特 例傷病恩給受給者 の遺族	二〇〇、一〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 二四八、一〇〇円	二〇七、一〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 二五五、一〇〇円	二二二、三〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 二六三、三〇〇円

(2) 傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の増額を、昭和六十年八月分以降、四万八千円から五万千円に引き上げること。

2 扶養加給の増額

扶養加給の増額を、昭和六十年四月分以降、次のとおり増額すること。

(一) 傷病恩給受給者の妻に係る加給の年額を十四万七千六百円から十五万八千四百円に引き上げるとともに、増加恩給又は第一款症以上の特別傷病恩給受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を、一人につき四万五千六百円から五万四千四百円(妻がない場合の一人に係る加給の年額)については九万九千六百円から十万六千八百円に引き上げること。

(二) 公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、二人までに係る加給の年額を、一人につき四万五千六百円から五万四千四百円に引き上げること。

3 恩給外所得による普通恩給の停止基準額の引上げ

1 恩給年額の増額に伴い、恩給外所得による普通恩給の停止基準額を、昭和六十年七月から引き上げること。

二 議案の修正議決理由
本案は、最近の経済情勢にかんがみ、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同の柴田睦夫君外一名から「昭和五十九年度の公務員給与の改定が、人事院勧告どおり行われたとした場合の従来方式による恩給の改善を行い、昭和六十年四月一日から実施する」旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

この修正案に対して、国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して後藤田総務庁長官より「政府としては反対である」旨の意見が述べられた。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和六十年年度一般会計予算に約四百八十二億三千九百万円が計上されている。

なお、昭和六十一年度以降平年度所要額は、約七百二十一億二千三百万円の見込みである。右報告する。

昭和六十年四月十八日

内閣委員長 中島源太郎
衆議院議長 坂田 道太蔵

附 則

(別紙) (小字及び一は修正)

第一條

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中恩給法第五十八條ノ四第一項の改正規定及び附則第十五條第一項の規定 昭和六十年七月一日

二 第六条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十五條第四項の改正規定 昭和六十年八月一日

三 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五條第二項、第七十五條第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号。以下「法律第二十一号」という。)の規定、第五條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の規定並びに第六條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十四條の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く)若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二條第一項において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

くは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二條第一項において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、三四四、〇〇〇円」とあるのは「一、三一九、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「一、〇四五、〇〇〇円」とあるのは「一、〇二五、〇〇〇円」とする。

第七条 特別傷病恩給については、昭和六十年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの特別傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二十一号)附則別表第五」とする。

第十条 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)附則第八條第一項の規定の適用については、

同項の表中「五六五、九〇〇円」とあるのは「五五二、二〇〇円」と、「四二四、四〇〇円」とあるのは「四二四、二〇〇円」と、「三三九、五〇〇円」とあるのは「三三三、三〇〇円」と、「二八三、〇〇〇円」とあるのは「二七六、一〇〇円」とする。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十年四月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助

料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三十四万四千元」とあるのは「百三十一万九千元」と、「百四万五千元」とあるのは「百二万五千元」とする。

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給の実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図ること。

一 扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 現在問題となつてゐるかつて日本国籍を持つてゐた旧軍人軍属等に関する諸条件（解決済みのものを除く。）について検討を行うこと。

一 旧満洲国軍内の日本人軍官の処遇問題について検討すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十年二月十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

地方交付税法等の一部を改正する法律

方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第六号中「道

府県税の税額を、世帯数に改め、同表道府県
の項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九
年度」に改め、同表道府県の項第九号中「及び昭
和五十八年度」を「昭和五十八年度及び昭和五
十九年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭
和五十七年度及び昭和五十八年度」を「昭和五十
七年度から昭和五十九年度までの各年度」に改
め、同表市町村の項第二号中「人口集中地区人
口」を「人口」に改め、同表市町村の項第九号中
「昭和五十八年度を「昭和五十九年度」に改め、
同表市町村の項第十号中「及び昭和五十八年度
を、昭和五十八年度及び昭和五十九年度」に改

め、同表市町村の項第十一号中「昭和五十七年度及び昭和五十八年度」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度」に改め、同条第二項の表中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、第三十二号を削り、第三十三号を第三十一号とし、第三十四号から第三十六号まで

第三十七号とし、第三十八号は第三十七号より一オク
でを二号ずつ繰り上げ、同表第三十七号中「昭和
五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同
号を同表第三十五号とし、同表第三十八号中
「及び昭和五十八年度」を「昭和五十八年度及び
昭和五十九年度」に改め、同号を同表第三十六
号とし、同表第三十九号中「昭和五十七年度及
び昭和五十八年度」を「昭和五十七年度から昭和
五十九年度までの各年度」に改め、同号を同表
第三十七号とする。

第十三条第一項中「道府県税の税額」を削り、同条第三項第二号及び第四項第二号中、「人口一人当たりの税額」を削り、同条第五項の表道府県の項第六号中「道府県税の税額」を「世帯数」に、「種別補正」を「段階補正」に改め、同表道府県の項第八号中「昭和五十八年度」を

「昭和五十九年度」に改め、同表道府県の項第九号中「及び昭和五十八年度」を、「昭和五十八年度及び昭和五十九年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和五十七年度及び昭和五十八年度」を、「昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第二号中「人口集中地区人口」を「人口」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同表市町村の項第九号中「及び昭和五十八年度」を「昭和五十八年度及び昭和五十九年度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十七年度及び昭和五十八年度」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度」に改める。

第十四条第一項中「公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に、「公社有資産所在市町村納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金」に改め、本国有鉄道有資産所在市町村納付金」に改め、同条第三項の表市町村の項第十九号中「第一条第二号の公社」を「第二条第二項の日本国有鉄道」に改める。

附則第四條の見出し中「昭和五十九年度」を「昭和六十年年度」に改め、同条第一項中「昭和五十九年度から」を「昭和六十年年度から」に改め、同項第二号中「昭和五十九年度にあつては、十一兆五千二百十八億七千八百万円」を「昭和六十年年度にあつては、五兆六千九百四十一億千五百万円」に改め、同項第三号中「昭和五十九年度にあつては、昭和五十八年度における借入金金の額十一兆五千二百十八億七千八百万円を昭和六十年年度にあつては、昭和五十九年度における借入金金の額十一兆五千二百十八億七千八百万円から地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十七号）附則第三項の規定により昭和五十九年十月一日に一般会計に帰属することとなつた五兆八千二百七十七億六千三百万円を控除した後の額五兆六千九百四十一億千五

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

百万円に改め、同項第四号中「昭和五十九年度にあつては、三千六百三十八億円」を「昭和六十年年度にあつては、三千六百九十四億円」に改め、同条第二項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十年年度分」に、「千七百六十億円」を「千億円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 昭和六十六年度から昭和六十八年度までの各年度分の交付税の総額は、第一項の額に、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ三百五十億円を、昭和六十八年度にあつては三百五十五億円を加算した額とする。

附則第八条に次の一項を加える。

4 昭和五十九年度分の基準税額について第一項の規定により算定過少又は算定過大と認められる額を算定する場合においては、同項中

「これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん課与税にあつてはこれらの税目に係る昭和五十九年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつてはこれらの税目に係る同年度分の基準税額からこれらの税目の減取補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減取補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」とする。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費	二 土木費	警察職員数	一人につき	六、六五三、〇〇〇円
		1 道路橋りよう費			
		(1) 経常経費			
		(2) 投資的経費			
		2 河川費			
		(1) 経常経費			
		(2) 投資的経費			
		3 港湾費			
		(1) 経常経費			
		(2) 投資的経費			
道府県	二 土木費	4 その他の土木費	警察職員数	一人につき	六、六五三、〇〇〇円
		(1) 経常経費			
		(2) 投資的経費			
		1 道路橋りよう費			
		(1) 経常経費			
		(2) 投資的経費			
		2 河川費			
		(1) 経常経費			
		(2) 投資的経費			
		3 港湾費			

道府県	一 警察費	(1) 経常経費	人口	一人につき	六六三
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、九七〇
		2 河川費	人口	一人につき	二、四九〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三六二
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、四三〇
		3 港湾費	人口	一人につき	五〇五
		(1) 経常経費	人口	一人につき	六九〇、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五七、九〇〇
		4 その他の土木費	人口	一人につき	五、六〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	五、七九〇
道府県	二 土木費	(1) 経常経費	人口	一人につき	三、二〇六、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一五、〇〇〇
		1 道路橋りよう費	人口	一人につき	六六八、〇〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	七九〇、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、六六〇
		2 河川費	人口	一人につき	五、七九〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	二、四九〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三六二
		3 港湾費	人口	一人につき	四、四三〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	五〇五

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 林野行政費	3 水産行政費	4 商工行政費	5 その他の行政費	6 徴税費	7 恩給費	8 諸費	9 経常費	10 投資的経費	11 災害復旧費	12 入地方税減取補てん償還費	13 九財源対策債償還費
(1) 経常費	(1) 経常費	(1) 経常費	(1) 経常費	(1) 徴税費	(1) 恩給費	(1) 諸費	(1) 経常費	(1) 投資的経費	(1) 災害復旧費	(1) 入地方税減取補てん償還費	(1) 九財源対策債償還費
林野の面積	水産業者数	人口	人口	世帯数	恩給受給権者数	人口	人口	人口	面積	地方税の減取補てんのため昭和五十九年度から昭和五十九年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額	昭和五十九年度から昭和五十九年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額
一ヘクタールにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき
二、六四〇	一三九、〇〇〇	六八、二〇〇	一、三四〇	七、五二〇	一、〇七六、〇〇〇	三、五五〇	二、七九〇	七三三、〇〇〇	九五〇	一六八	一四五

十 地域財政特例対策債償還費	市町村	一 消防費	二 土木費	三 教育費	四 公園費	五 下水道費	六 土庫費	七 経常費	八 投資的経費	九 都市計画費	十 港湾費	十一 経常費	十二 投資的経費	十三 経常費	十四 投資的経費	十五 経常費	十六 投資的経費	十七 経常費	十八 投資的経費	十九 経常費	二十 投資的経費
地域財政特例対策の昭和五十九年度から昭和五十九年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額	人口	道路の面積	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長	道路の延長
千円につき	一人につき	平方メートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき	キロメートルにつき
八二	六、〇一〇円	九二、二〇〇	四四八、〇〇〇	二一、六〇〇	八、四八〇	五七八	四七〇	三三五	三二六	一四六	七九三	二六九									

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

5 労働費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	4 清掃費	3 保健衛生 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	2 社会福祉 費	1 生活保護 費	四 厚生労働費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	4 その他の 教育費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	3 高等学校 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	2 中学校費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	(1) 經常経 費
失業者数	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六九〇、〇〇〇	五二一	四、〇九〇	二、八八〇	四六四	二、五一〇	五、四二〇	四、六〇〇	一九二	五、四二〇	四、六〇〇	二、〇〇〇	三六、七〇〇	二、〇〇〇	五、四一、〇〇〇	五、一七一、〇〇〇	六七八、〇〇〇	二五、四〇〇	三三三、〇〇〇	五、〇五七、〇〇〇	五二二、〇〇〇	二七、六〇〇

九 地方税減取 補てん償還 費	八 辺地対策事 業償還費	七 災害復旧費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	3 その他の 諸費	2 戸籍住民 基本台帳費	1 徴税費	六 その他の行 政費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	3 その他の 産業経済費	2 商工行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	五 産業経済費
地方税の額	地方税の額	面積	人口	面積	人口	世帯数	世帯数	世帯数	数	数	数	人口	農家数	農家数	農家数
千円につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一六八	八〇〇	二八七、〇〇〇	八、六七〇	八、六七〇	八、六七〇	三、七〇〇	八、六七〇	八、六七〇	三、四〇〇	二〇、一〇〇	六三五	一五、〇〇〇	二九、七〇〇	二九、七〇〇	二九、七〇〇

十 財源対策債 償還費	昭和五十一年度から昭和五十六年度までの昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 一四五
十一 地域財政 特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 八二

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「(当せん金付証券の発売)」に改め、同条中「公共事業」の下に「その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業」を加え、「当せん金付証券法」を「当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)」に、「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に改める。

第三十二条の二中「昭和六十年年度」を「昭和七十年年度」、「百分の一」を「千分の十二」に改める。

(当せん金付証券法の一部改正)

第三条 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に、「当せん金品」を「当せん金品」に、「当せん金」を「当せん金」に、「当せん品」を「当せん品」に、「当せん」を「当せん」に改める。

第四条第一項中「公共事業」を「同条に規定す

昭和六十年四月十九日 衆議院会議録第二十二号

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

る公共事業その他公益の増進を目的とする事業

で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業(次項において「公共事業等」という。)に改め、同条第二項中「公共事業」を「公共事業等」に改める。

第五条第二項中「こえてはならない」を「超えてはならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自治大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高金額又は価格は、証券金額の二十万倍に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

第七条第一項第七号及び第九号第八号中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に改める。

第十一条第一項中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に、「引換」を「引換え」に改め、同条第二項中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に、「責」を「責め」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(住民の理解を深めるための措置等)
第十三条の二 都道府県知事又は特定市の市長は、相互に協力して広報活動等を行うことに

より、当せん金付証券の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証券に関する世論の動向等を的確に把握するように努めなければならない。

第十四条中「経理を」を「経理については」に、「これをなし、且つ」を「行い、かつ」に、「貸付」を「自治省令で定めるところにより確実かつ有利な方法により管理する場合を除き、貸付け」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 受託銀行は、第十四条の規定により設けられた勘定に属する資金の管理により毎月の初日から末日までの間に生じた運用利益金に相当する金額を、自治省令で定めるところにより、翌月の十日までに都道府県又は特定市に納付しなければならない。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第四条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、公庫が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中地方財政法第三十二条の改正規定及び第三条の規定並びに附則第五項から第七項まで及び第九項の規定は、昭和六十年十月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、次項及び附則第四項に定めるものを除き、昭和六十年度分の地方交付税から適用する。

3 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、昭和六十年年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。

4 昭和六十年年度に限り、前項の規定によりその例によることとされる第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の適用については、同条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県又はこの消費税の課税標準額」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村又はこの消費税の課税標準額」とあるのは、「昭和五十九年三月一日から昭和六十年二月二十八日までの間に於いて売り渡された製造たばこの本数」とする。

(地方財政法及び当せん金付証券法の一部改正に伴う経過措置)

5 第二条の規定による改正後の地方財政法第三十二条の規定並びに第三条の規定による改正後の当せん金付証券法第四条、第五条第二項、第七条第一項第七号、第九号第八号及び第十一条の規定は、昭和六十年十月一日以後の日を発売日の初日とする当せん金付証券について適用し、同年九月三十日以前の日を発売日の初日とする当せん金付証券については、なお従前の例による。

6 第三条の規定による改正後の当せん金付証券法第十四条の規定は、当せん金付証券の発売等(同法第六條第一項に規定する当せん金付証券の発売等をいう。以上この項において同じ。)に関する経理で昭和六十年十月一日以後に行われるものについて適用し、当せん金付証券の発売

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八六

等に関する経理で同年九月三十日以前に行われ
るものについては、なお従前の例による。

7 第三条の規定の施行前にした行為及びこの附
則の規定により従前の例によることとされる当
せん金付証券に係る同条の規定の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改
正)

8 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二
十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正
する。

附則第五條第一項中「昭和五十九年度から」を
「昭和六十年年度から」に改め、「昭和五十九年度
分にあつては十一兆五千二百八十八億七千八百
円(以上「昭和五十九年度分の借入金限度額」と
いう。))を削り、「昭和五十九年度分の借入金
限度額から昭和五十九年度分の借入金のうち一
般会計に帰属させることとした五兆八千二百七
十七億六千三百万円に相当する金額を控除して
得た金額」を「五兆六千九百四十一億千五百
円」に、「昭和六十年年度分の借入金限度額」
を「昭和六十年年度分の借入金限度額」に改め
る。

附則第六條中「昭和五十九年度」を「昭和六十
年度」に改める。

附則第七條を次のように改める。

(一般会計からの繰入金)

第七條 第四条の規定による一般会計からの繰
入金の額は、同条の規定により算定した額
に、昭和六十年年度にあつては千億円を、昭和
六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそ
れぞれ三百五十億円を、昭和六十八年度にあ
つては三百五十億円を加算した額とする。

(自治省設置法の一部改正)

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十
一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十七号及び第五條第二十二号中

「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に改め
る。

第十條第十三号中「当せん金付証券」を「当
せん金付証券」に改める。

地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財
源の充実を図る等のため、昭和六十年年度の地
方交付税の総額について所要の加算を行うこと
に、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政
経費の財源を措置するため地方交付税の単位費
用を改正し、あわせて、当せん金付証券の収益
金の用途の弾力化等並びに公営企業金融公庫
納付金制度の延長及び拡充を図るほか、公営
企業債券の発行に関する規定の整備を図る必要
がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

理 由

地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財
源の充実を図る等のため、昭和六十年年度の地
方交付税の総額について所要の加算を行うこと
に、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政
経費の財源を措置するため地方交付税の単位費
用を改正し、あわせて、当せん金付証券の収益
金の用途の弾力化等並びに公営企業金融公庫
納付金制度の延長及び拡充を図るほか、公営
企業債券の発行に関する規定の整備を図る必要
がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方公
共団体の財源の充実を図る等のため、昭和六十
年年度の地方交付税の総額について所要の加算
を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必
要となる行政経費の財源を措置するため地方交
付税の単位費用を改正し、あわせて、当せん金
付証券の収益金の用途の弾力化等並びに公営企
業金融公庫納付金制度の延長及び拡充を図るほ
か、公営企業債券に係る代わり債券の発行に関
する規定の整備を図らうとするものであつて、
その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税法の一部改正

(一) 地方交付税の総額の特例

(1) 昭和六十年年度の地方交付税の総額に
ついては、地方交付税法第六條第二項の
額から同年度の利子負担額三千六百九
十四億円を控除した額に、特例措置額千

億円を加算した額九兆四千四百九十九億
円とする。

(2) 昭和六十六年度分から昭和六十八年度
分までの地方交付税の総額について千三
百五十億円を加算することとし、当該
額から現行法の規定により昭和六十六年
度分及び昭和六十七年度分の地方交付税
の総額から減額することとされている三
百億円を控除した後の額千五百五十億
円に、昭和六十六年度及び昭和六十七
年度にあつてはそれぞれ三百五十億
円を、昭和六十八年度にあつては三百五十
億円を、各年度分の地方交付税の総額
に加算すること。

(二) 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 経常経費に係る国庫補助負担率の昭和
六十年年度における引下げ及び国庫補助負
担金の廃止に伴い増加する経費に対し所
要の財源を措置すること。

(2) 生活保護基準の引上げ、老人保健制度
の充実等福祉施策に要する経費の財源を
措置すること。

(3) 教職員定数の改善及び私学助成等教育
施策に要する経費の財源を措置するこ
と。

(4) 公園、清掃施設、市町村道、下水道等
住民の生活に直結する公共施設の維持管
理に要する経費の財源を措置すること。

(5) 過密対策、過疎対策、消防救急対策、
公害対策等に要する経費の財源を措置す
ること。

(6) 基準財政需要額をより的確に算定する
ため、道府県分の「徴収税」の測定単位
の値を道府県税の税額から世帯数に、市
町村分の「下水道費」の測定単位の値を
人口集中地区人口から人口にそれぞれ改
めること。

(7) 地方債による措置を縮減することに伴

い、これに対応する投資的経費を基準財
政需要額に算入すること。

(8) 昭和五十九年度において発行を許可さ
れた財源対策債等の元利償還金を基準財
政需要額に算入すること。

(9) その他制度の改正等に伴つて必要とな
る行政経費の財源を措置すること。

2 地方財政法の一部改正

(一) 当せん金付証券(いわゆる宝くじ)の収益
金の用途の弾力化を図ること。

(二) 公営競技を行う地方団体の公営企業金融
公庫に対する納付金の納付期間を十年間延
長するとともに、納付率の上限を千分の十
二(現行百分の一)に引き上げること。

3 当せん金付証券法の一部改正

(一) 当せん金付証券の収益金の用途の弾力化
を図ること。

(二) 当せん金付証券の最高賞金の倍率の制限
を緩和すること。

(三) 受託銀行が当せん金付証券の売得金を確
実かつ有利な方法で管理することができ
ることとともに、当該売得金の管理に
よつて生じた運用利益金を地方団体に納付
するものとする。

(四) 当せん金付証券の購入者から贈与を受け
た者も当せん金付証券の当せん金品の支払
等を受けられるようにすること。

4 公営企業金融公庫法の一部改正

公営企業金融公庫が発行した債券を失つた
者に交付するための債券の発行に関する規定
を整備すること。

二 議案の可決理由

最近における地方財政の状況にかんがみ、昭
和六十年年度の地方交付税の総額について所要
の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴
つて必要となる行政経費の財源を措置するため
地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、当
せん金付証券の収益金の用途の弾力化等を図る

うとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に地方交付税交付金として九兆三千二百二十七億四千四百七十一万八千円が計上されている。そのほか、昭和五十九年度からの繰越額千二百七十二億二千二百七十七万七千円が前記の地方交付税交付金に加算されることとなつてゐる。

昭和六十一年四月十八日

地方行政委員長 高島 修

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、厳しい地方財政の状況等にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 国と地方の事務・事業の見直し及び補助金の一般財源化、交付金化等その整理合理化に当たつては、国の行政責任の明確化、地方制度調査会の答申の尊重、地方公共団体との十分な協議及び地方財源の確保について特段の配慮を払ふこと。

二 地域行政の一層の推進に資するため地方交付税総額の安定的な確保を図り、公債費比率の上昇、一般行政費の増大等に適切に対処するため基準財政需要額の算定方法について検討し、地方交付税制度の拡充に努めること。

三 高率補助率の一律引下げに伴う建設地方債の増発分の元利償還金については、後年度において補てんする措置を講ずるとともに、今後、制度の見直しをすることなく国の財政負担を一方的に地方に転嫁しないこと。

四 公営競技納付金の率の引上げに当たつては、

小規模開業団体に對して配慮を加へること。

五 退職者医療制度の創設に伴う市町村国民健康保険事業会計における負担増加については、国において完全に補てんすること。

六 公営交通事業、特に中小交通事業の交通環境の整備を促進するとともに、一般会計との間の経費負担区分の適正化等により、その事業基盤の強化を図ること。

七 地方公共団体が実施する行政改革の推進に当たつては、その自主性を尊重するとともに、地方六団体等の意見を尊重し、機関委任事務の廃止等地方の行政改革の障害となつてゐる事項の解消に努めること。

右決議する。

昭和三十二年三月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めめるの件

理 由

この改正は、国際原子力機関の理事会において、原子力に関する技術の進んだ加盟国に對してその技術水準に應じた地位を付与するために理事国の数を増加することを内容とするものである。我が国がこの改正を受諾することは、同機関の理事会の円滑な運営のために有意義と認められる。よつて、この改正を受諾することとした。これが、この案件を提出する理由である。

国際原子力機関憲章第六条の改正

国際原子力機関憲章第六条を次のように改正する。

A1を次のように改める。

1 任期の終了する理事国は、理事国として、原子力に関する技術（原料物質の生産を含む。）の最も進歩した十の加盟国及び、次の地域のうちこれらの十の加盟国のいずれも含まれない地域のそれぞれにおいて、原子力に関する技術（原料物質の生産を含む。）の最も進歩した一の加盟国を指定する。

- (1) 北アメリカ
- (2) ラテン・アメリカ
- (3) 西ヨーロッパ
- (4) 東ヨーロッパ
- (5) アフリカ
- (6) 中東及び南アジア
- (7) 東南アジア及び太平洋
- (8) 極東

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めめるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

国際原子力機関憲章は、原子力の平和利用を促進、援助すると同時に、この援助が軍事目的に転用されないよう確保することを目的としてゐるもので、本憲章は、昭和三十三年七月二十九日わが国に對して効力を生じてゐる。

昭和五十九年一月一日に中華人民共和国が国際原子力機関に加盟したことに伴ひ、原子力技術における同国の地位にかんがみ、同国が国際原子力機関の理事会においてふさわしい地位を得られるよう、憲章上定められてゐる理事国数を一箇国増やすことについて加盟国の間に合意が成立し、同年九月二十七日の総会において、右を内容とする憲章第六条の改正案が採択された。

本改正は、憲章第六条A1に定める理事国と

なる原子力最先進国の数を九箇国から十箇国に改めるものである。

なお、この改正は、憲章第十八条Cの規定に従ひ、全加盟国の三分の二が受諾した場合にすべての加盟国に對し効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本改正を受諾することは、国際原子力機関の理事会において、原子力に関する技術の進んだ加盟国に對しそれに応じた地位を付与することにより、同機関の円滑な運営を確保する見地から有意義と認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

昭和六十一年四月十九日

外務委員長 愛野興一郎
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

衆議院會議録第十八号中正誤

六〇 段 行 誤 正

六二 二 三〇 あなたにも あなたも

六四 二 末七 繰り入れた 繰り入れは

衆議院會議録第十九号中正誤

六五 行 誤 正

六七 右欄の末 一 月 一 月

七二 一 段 末七 電気通信 電気通信業

七三 二 段 末三 基盤研究 基礎研究

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局 第105号
電話 東京 二六二二(六代)

定価二部
三三〇円